

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1. 国の動向

(1) 国の動向

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に基づき、次世代を担う全てのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指すために制定されました。この法律は、こどもたちが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健康に成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、それらの権利を守られることを前提に、6つの基本理念に基づいて総合的にこども政策を推進することを目的としています。

また、こどもの成長に対する支援等を主な目的とする施策に加え、教育、雇用、医療など幅広い施策に対し、こどもや子育て当事者の意見を国や地方公共団体が幅広く聴取し、反映させることが規定されています。さらに、総合的かつ一体的な支援を提供するための体制整備や、医療・保健・福祉・教育・療育等の関係者や民間団体との連携強化も盛り込まれています。

令和5年12月には「こども基本法」に基づき、こども施策の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて個別に作成されていた3つの大綱を一つに束ね、こども施策の一貫性と効果を高めるために策定されました。

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し「こども未来戦略」も策定されました。この戦略は、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という3つの基本理念に基づいており、3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」が示されています。

さらに、令和6年には、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための改正が行われ、児童手当の抜本的拡充、妊婦等包括相談支援事業及び出生後休業支援給付が創設されました。

今後も、国の動向を注視しながら、こども施策・子育て支援策の充実を図っていくことが求められています。

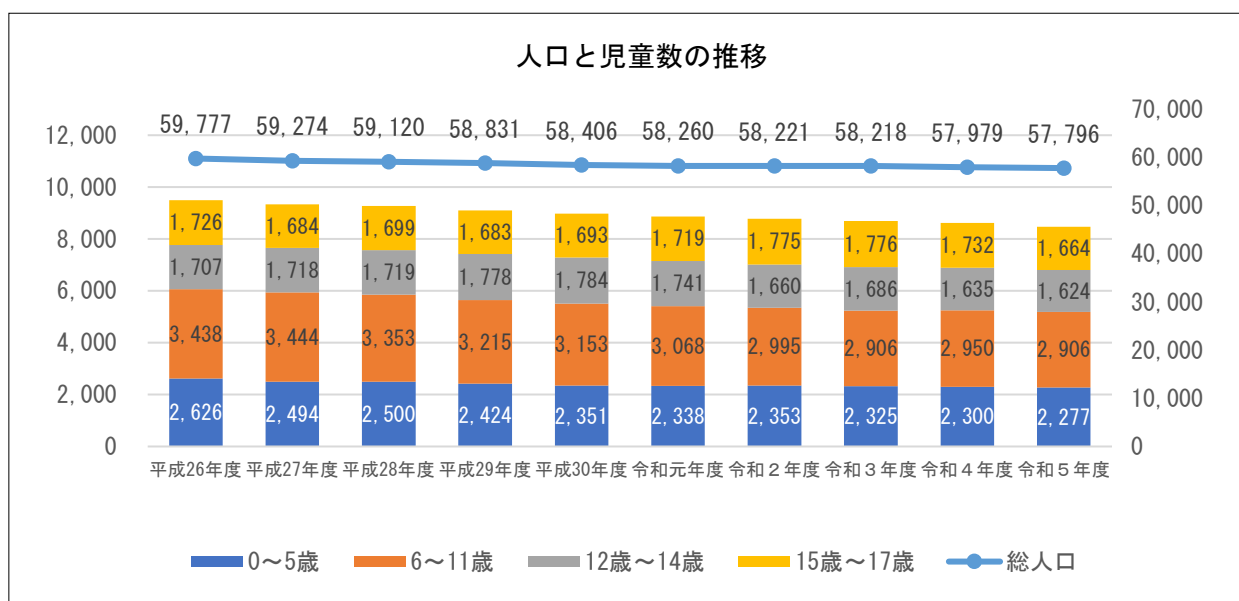
2. 石狩市のこども・若者、子育てを取り巻く現状

(1) 人口・世帯の状況

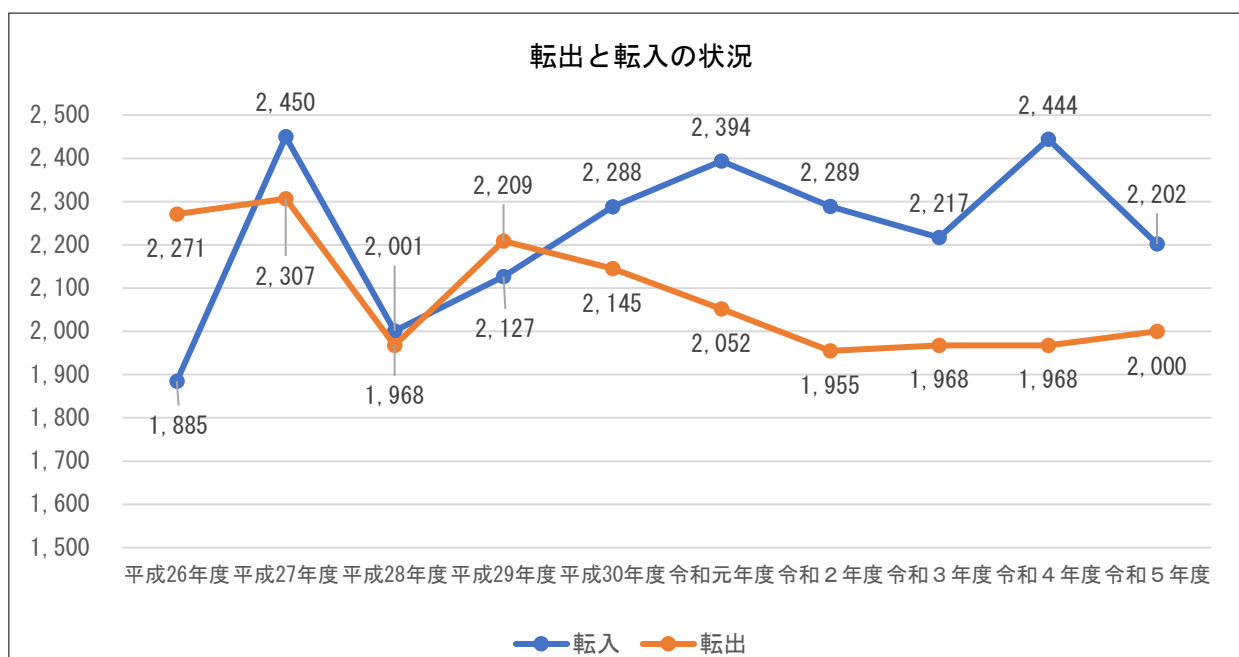
1) 人口と児童数の推移

石狩市の人口の総数は令和5年度時点で57,796人、平成26年度時点の59,777人と比較して、1,981人減少しています。

児童数の0歳から17歳まで合計は令和5年度時点で8,471人、平成26年度時点の9,497人と比較して、1,026人減少しています。



※石狩市人口構造表及び世帯数集計表より（各年4月1日時点）

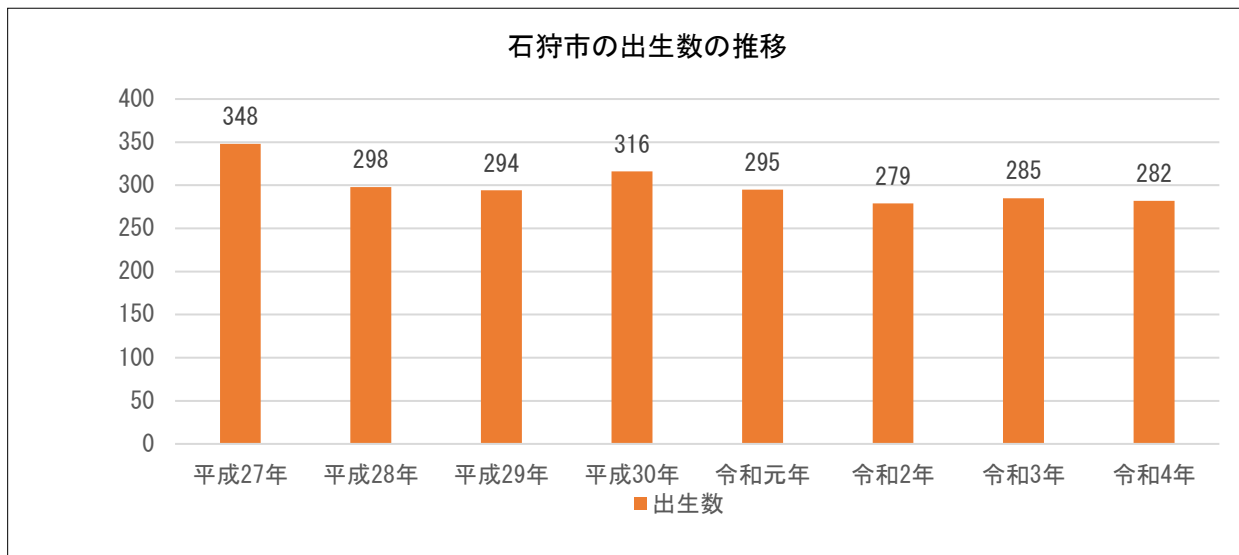


※異動事由別人口動態より

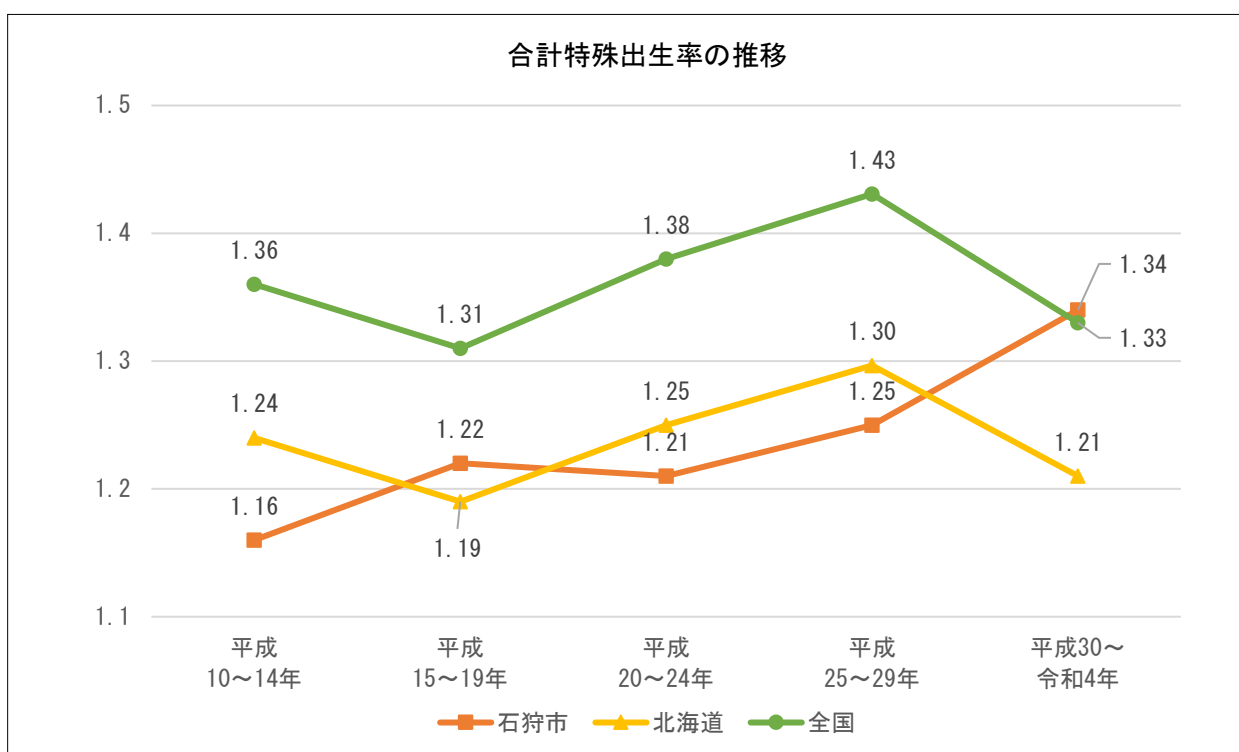
2) 出生数・出生率の推移

本市における年間の出生数は令和4年では282人となっています。平成27年と比較すると66人減少しています。ここ数年は280人台の出生数で推移しています。

出生数は減少傾向にあるものの、石狩市における合計特殊出生率は令和4年時点では1.34となり、全国の1.33、北海道の1.21と比較して高くなっています。



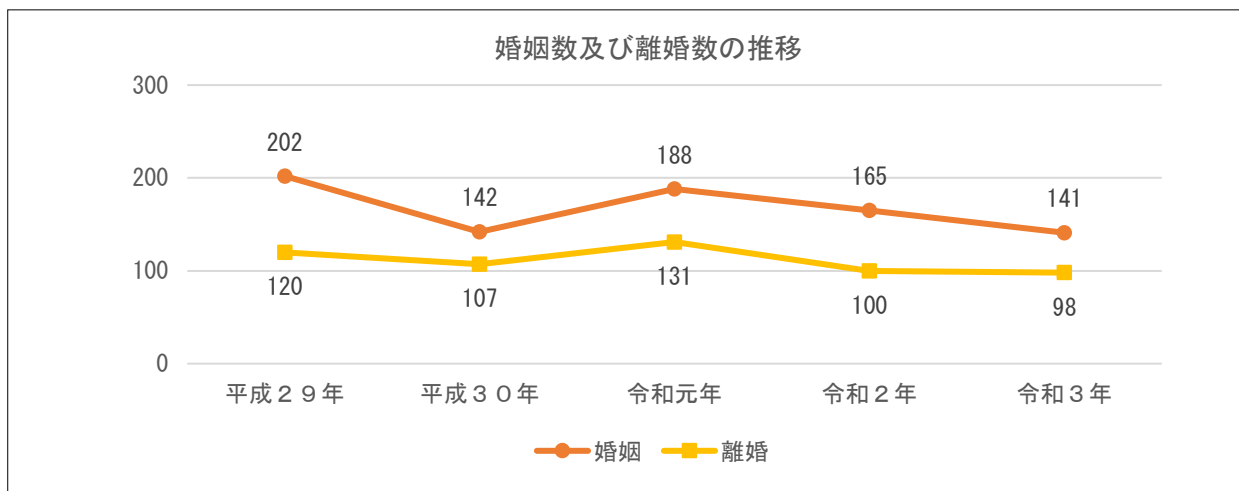
※人口動態調査 人口動態統計 確定数 保管統計表 都道府県編より



※人口動態保健所・市区町村別統計より

3) 婚姻及び離婚の動向

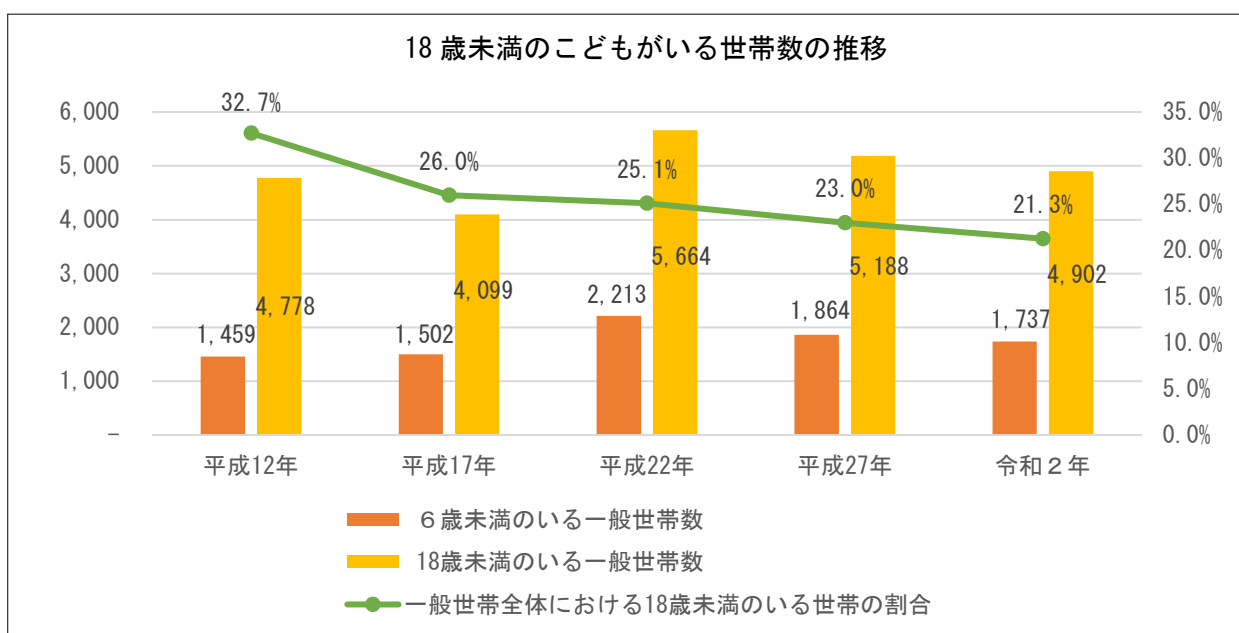
婚姻件数、離婚件数ともに令和3年時点で最も低くなっています。



※統計でみる市町村のすがた、北海道保健統計年報

4) 18歳未満の子どもがいる世帯数の推移

本市において、一般世帯における18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、令和2年時点で約2割と過去20年間のうち最も低くなっています。



※国勢調査より

※一般世帯：学校の寮・寄宿舎の学生・生徒，病院・診療所などの入院者，社会施設の入所者，自衛隊の営舎内・艦船内の居住者，矯正施設の入所者などから成る世帯を除いた世帯

(2) 「子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査」結果から見える石狩市のこどもを取り巻く現状

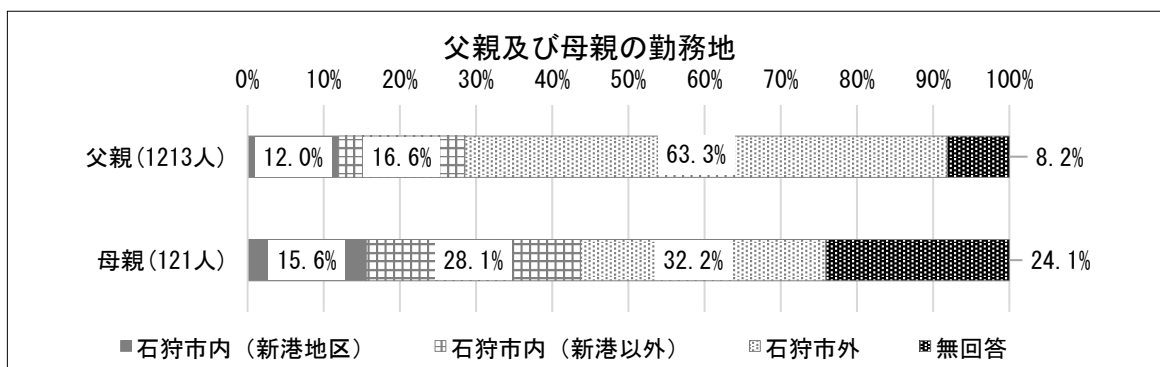
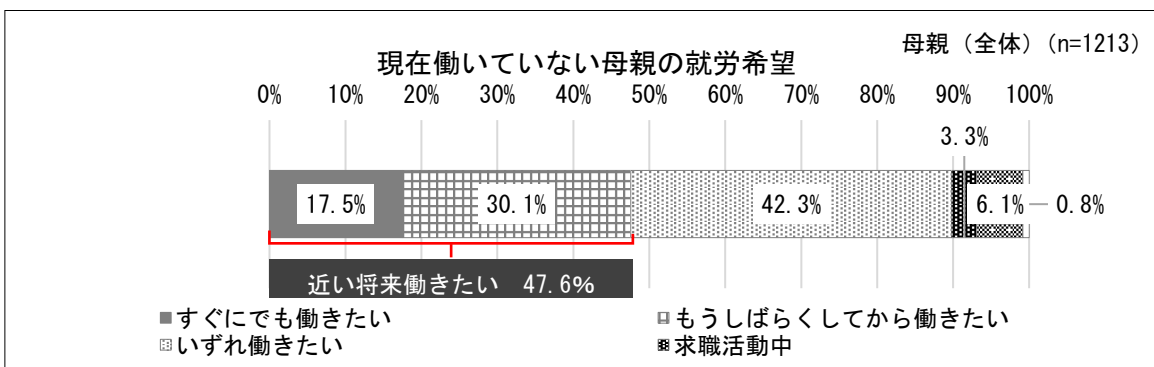
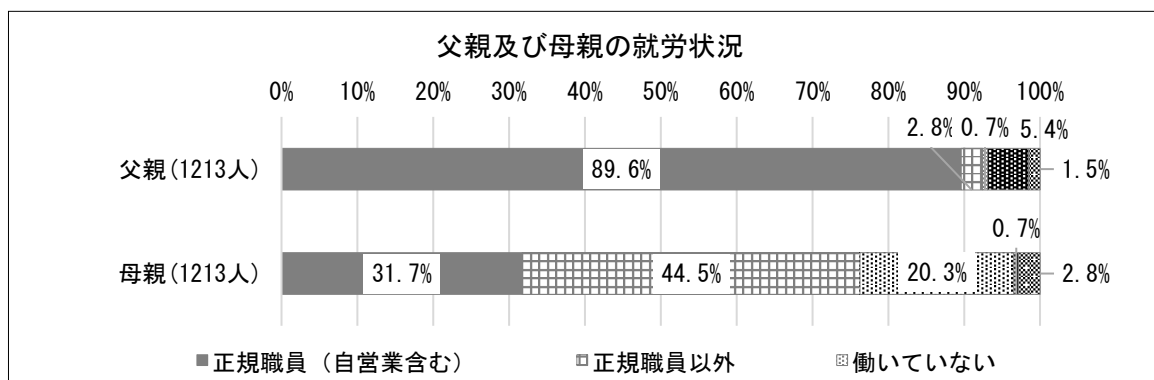
※「子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査」の概要は30ページ参照

1) 就労状況について

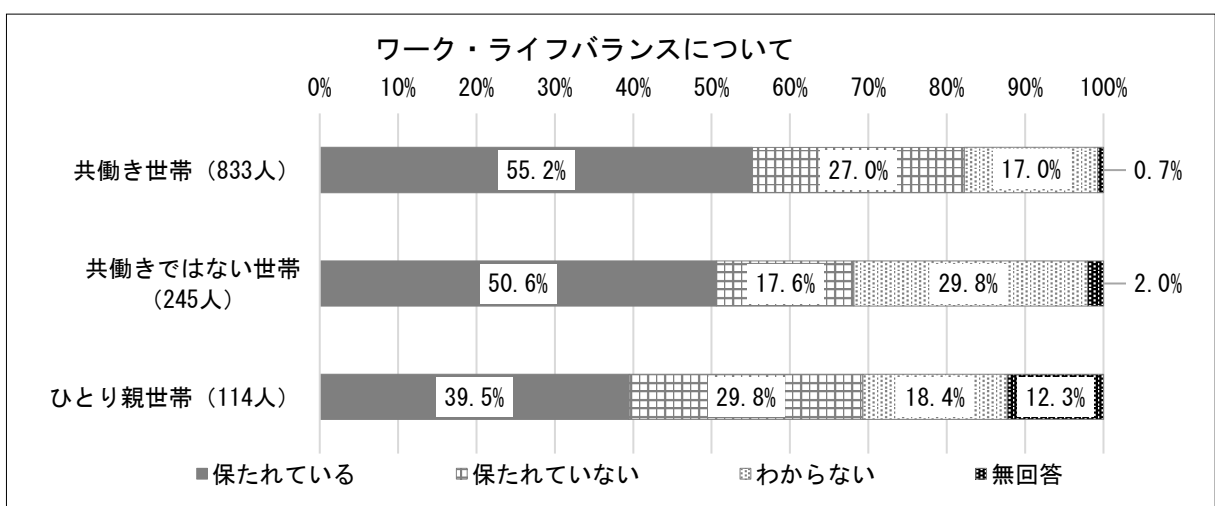
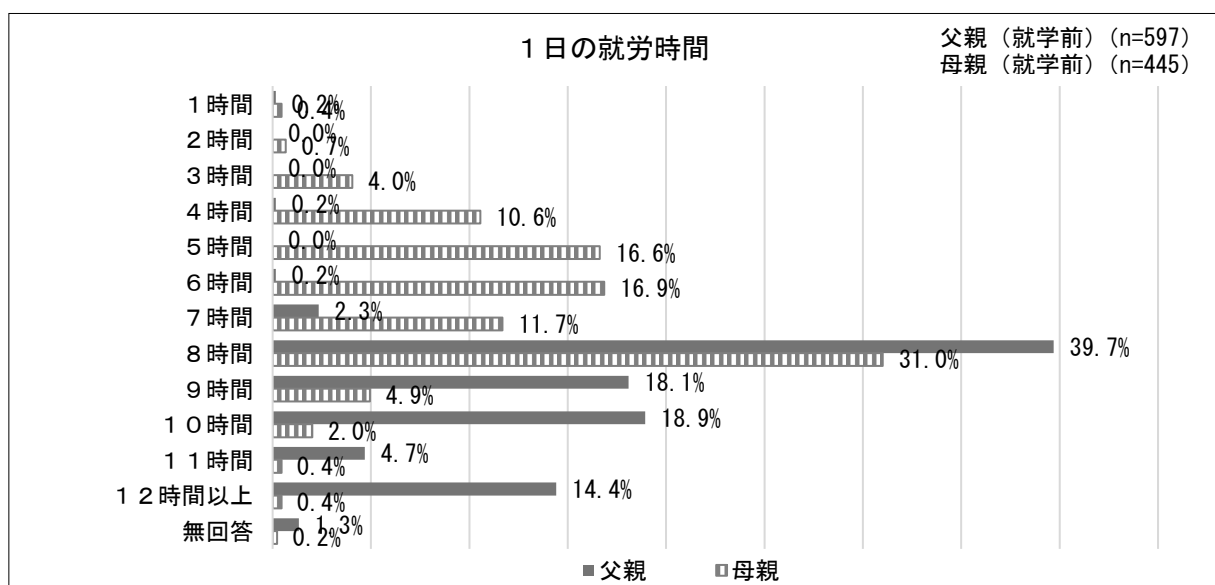
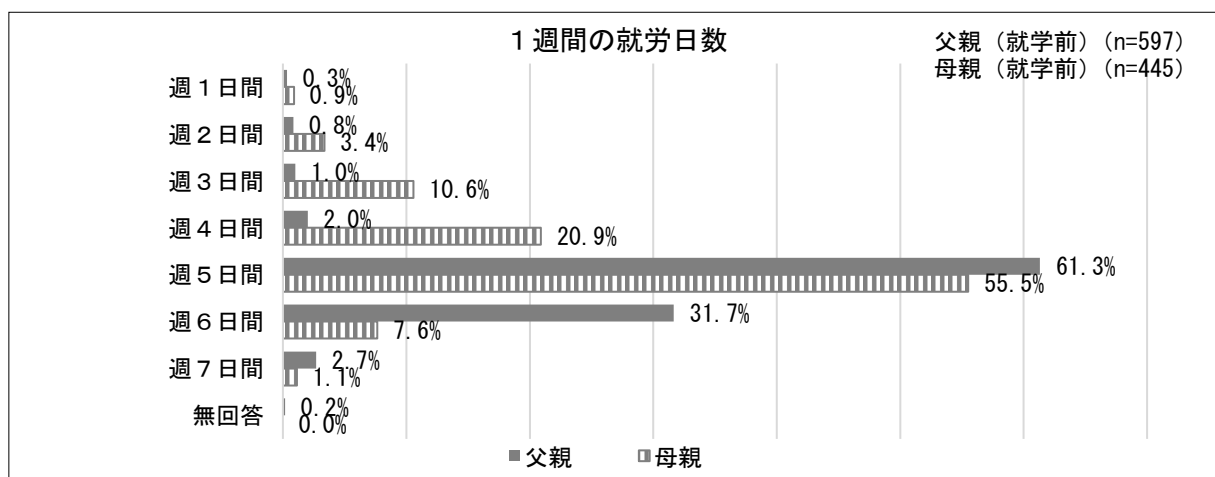
就学児童世帯の約7割は共働き世帯となっています。

また、現在働いていない母親は約2割おり、そのうち、近い将来、就労を希望している母親は約5割いるとみられます。父母の勤務地については、父親は約6割が市外、約3割が市内で働いています。母親は、約3割が市外、約4割が市内で働いています。

ワーク・ライフバランスについてみると、共働き世帯、共働きではない世帯でワーク・ライフバランスが「保たれている」割合は5割を超え、ひとり親世帯においては「保たれている」と回答した割合は約4割を下回りました。



第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況



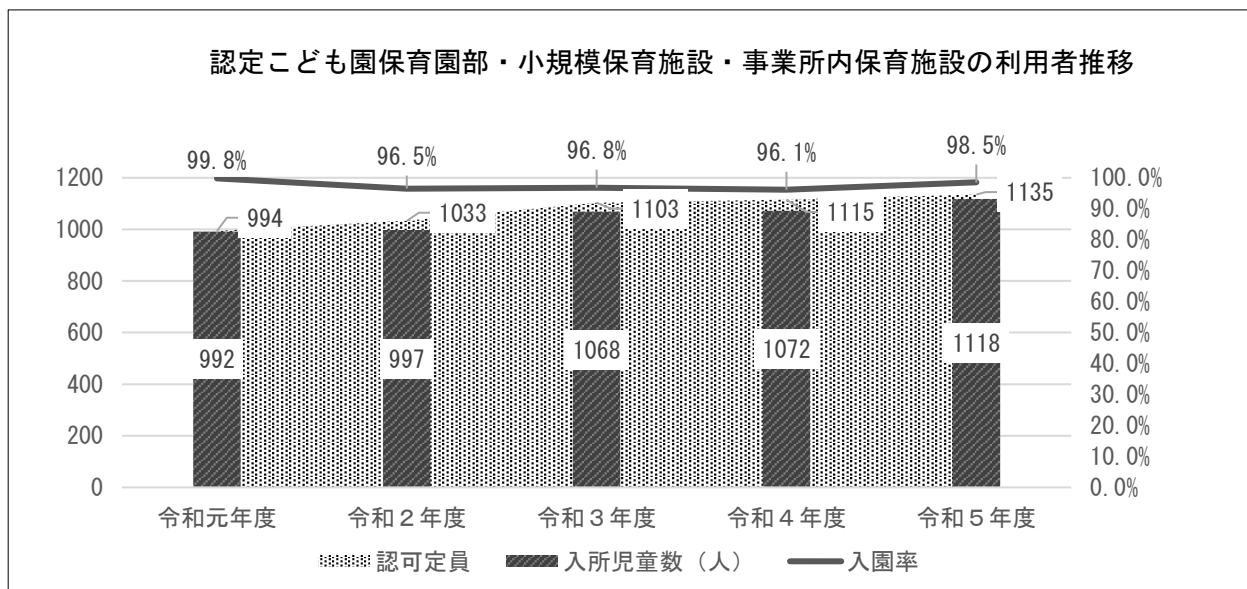
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

2) 保育のニーズについて

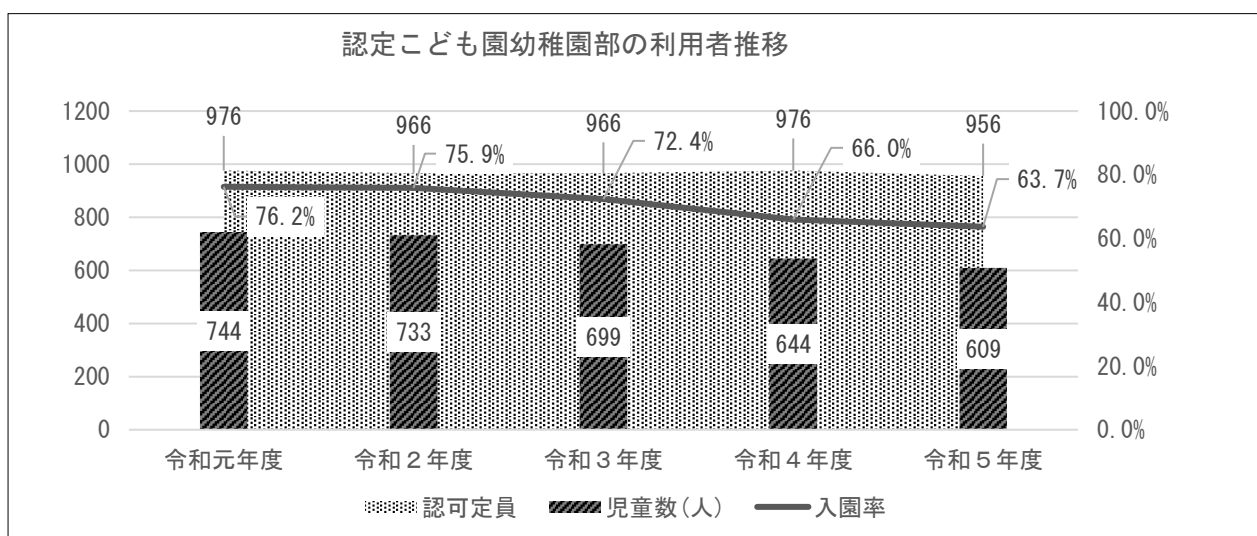
出生数を基にした推計では、こどもの数は将来的に減少していくと見込んでいます。一方、保育ニーズは拡大傾向にあり、子ども・子育て支援事業計画スタート時の保育利用者数と比較し約1.2倍（H27.10.1:882人、H30.10.1:975人、R5.10.1:1,118人）となっています。

教育・保育施設の利用状況は、「子育て世帯と若者に関する生活実態等調査」の結果によると、「利用している」が約8割、「利用していない」が約2割でした。また、「利用していない」と回答した人のうち、「有償・無償に関わらず利用したい」と考えている人は約8割となっています。

現在働いておらず今後就労を希望している母親の割合は増加しており、同時に保育施設の利用者も増加傾向にあることから、保護者のニーズに合わせた教育・保育の量の確保が必要です。



※子ども・子育て支援事業計画進捗状況等調査より



※子ども・子育て支援事業計画進捗状況等調査より

3) こども誰でも通園制度について

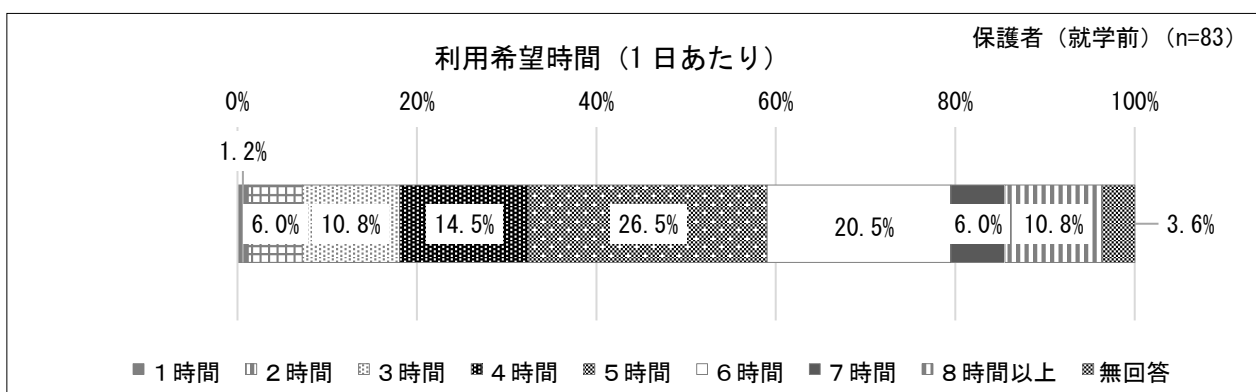
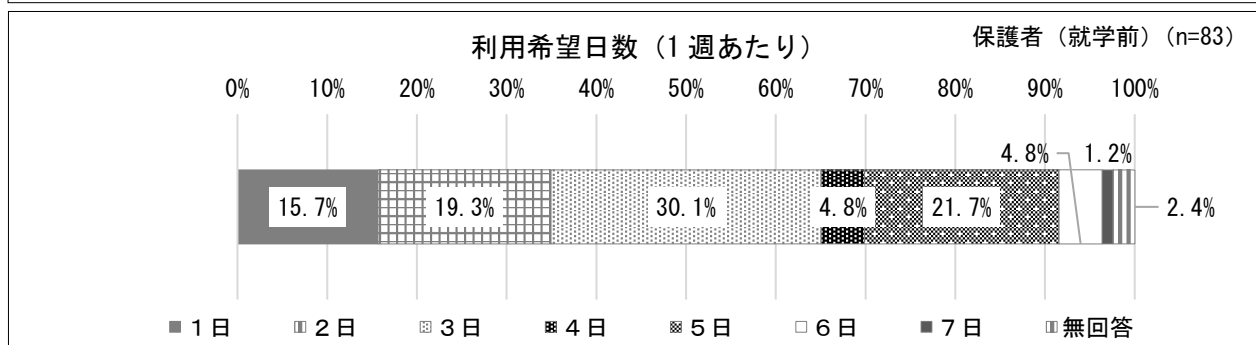
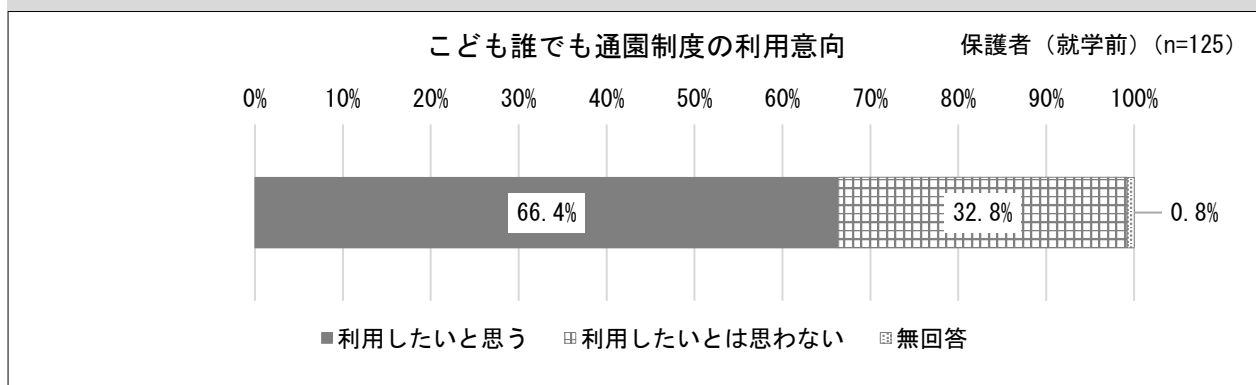
こども誰でも通園制度の利用意向が6割を超え、希望する割合が高くなっています。また、利用を希望する理由は年齢の近いこども同士の交流や、自分の時間の確保が多くなっています。今回のニーズを参考にしながら国の制度に沿ってサービス提供を検討していきます。

※アンケートは下記の情報を前提に回答をいただいています。実際の制度とは異なる場合があります。

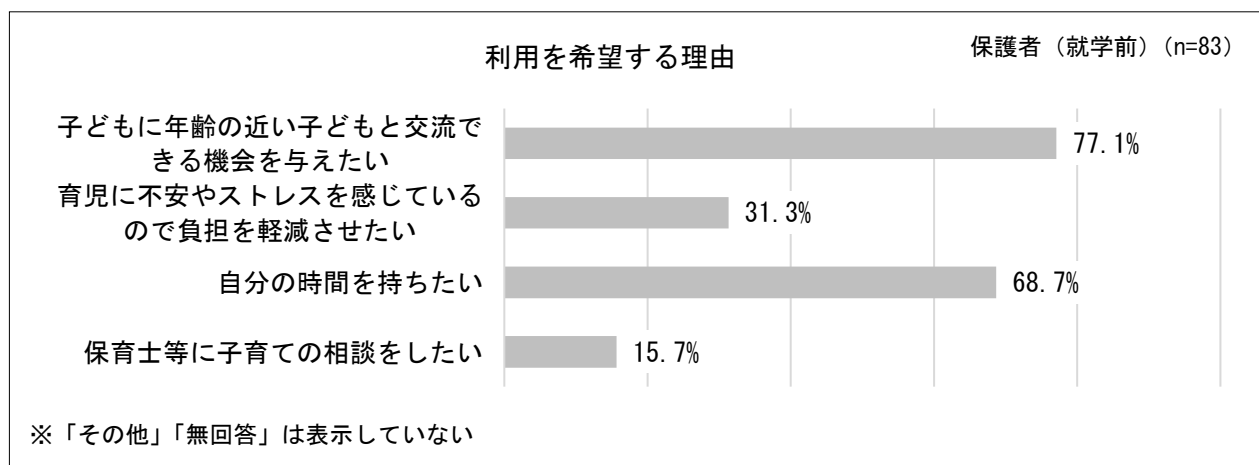
《こども誰でも通園制度》

満3歳未満の未就園児を対象に、親が働いていなくても子どもを月一定時間の範囲内で保育所等に預けることができる制度。

- ・利用対象：0歳6か月 から 2歳まで
- ・利用時間：月の利用時間の上限あり



第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況



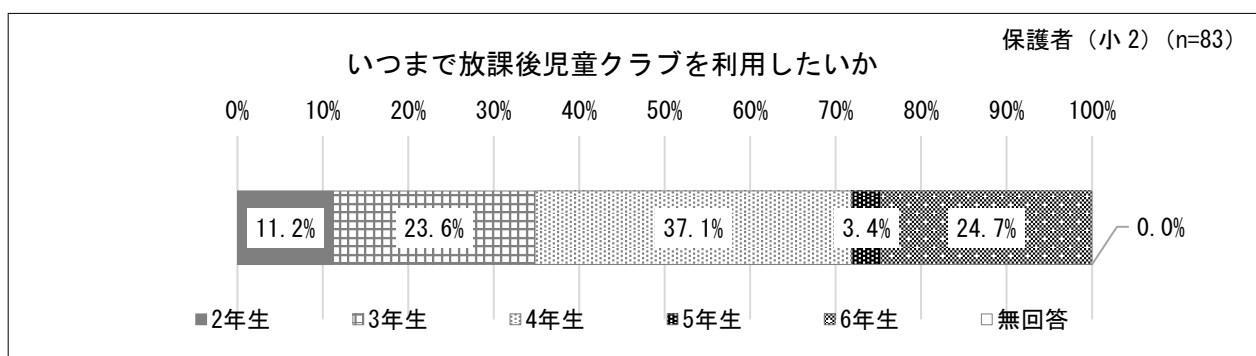
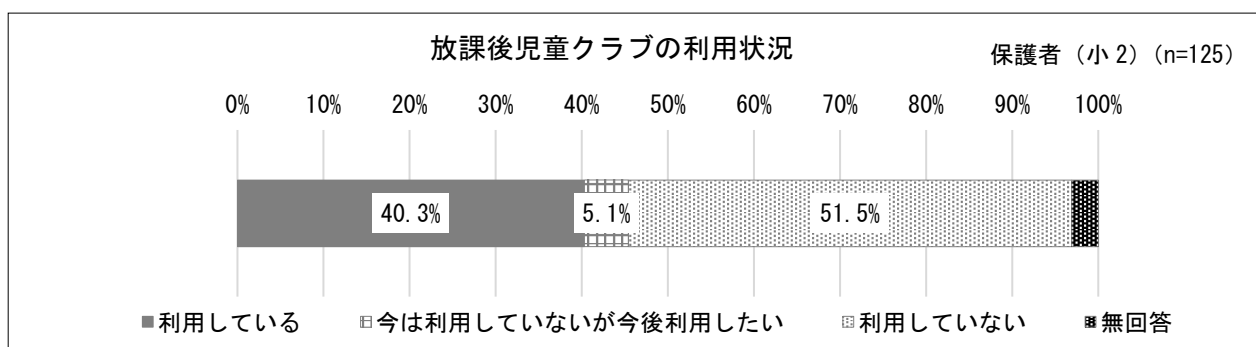
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

4) 放課後児童クラブの利用希望について

小学2年生の保護者で放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が約4割で、今後の意向も含めるとおよそ半数に利用意向があると考えられます。

また、何年生まで利用したいと考えているかについては、「4年生」までが最も多く、次いで「6年生」となっていることから、高学年まで放課後児童クラブを利用させたいと考える保護者が増えていることがうかがわれます。

放課後児童クラブの利用意向が増加していることから、放課後児童クラブの量の確保が求められています。



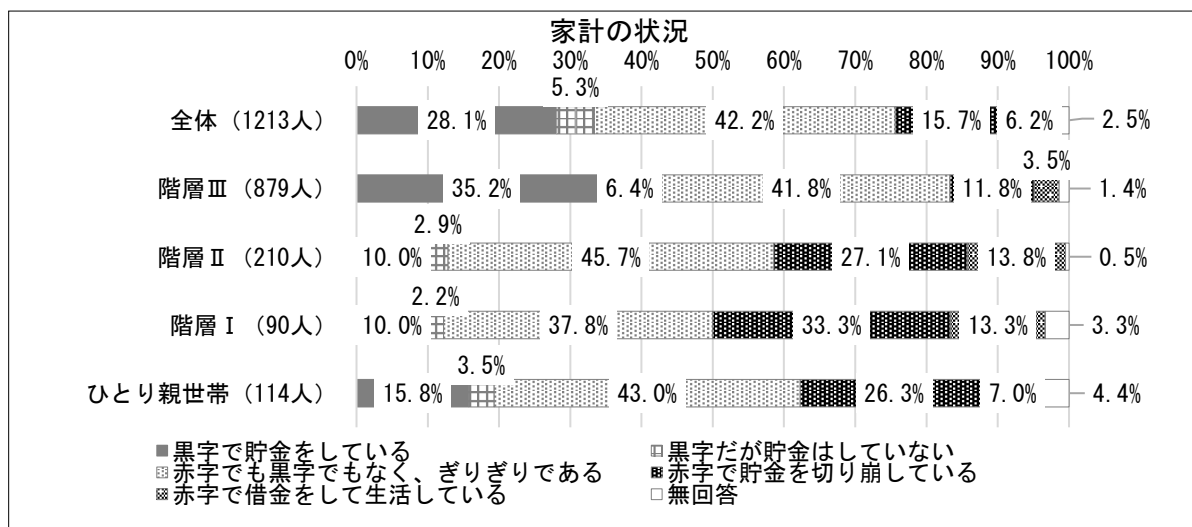
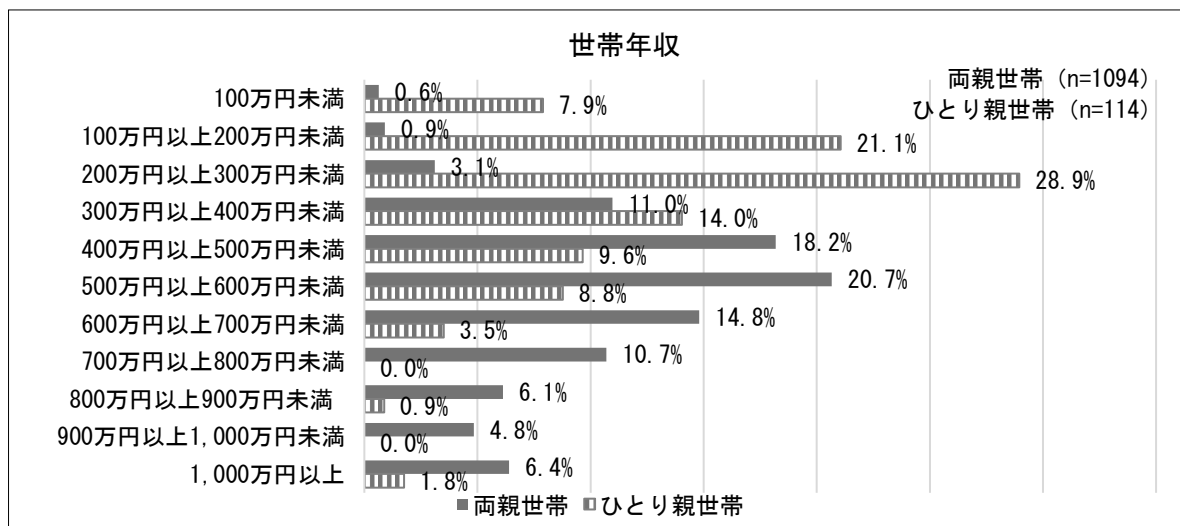
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

5) 生活状況について

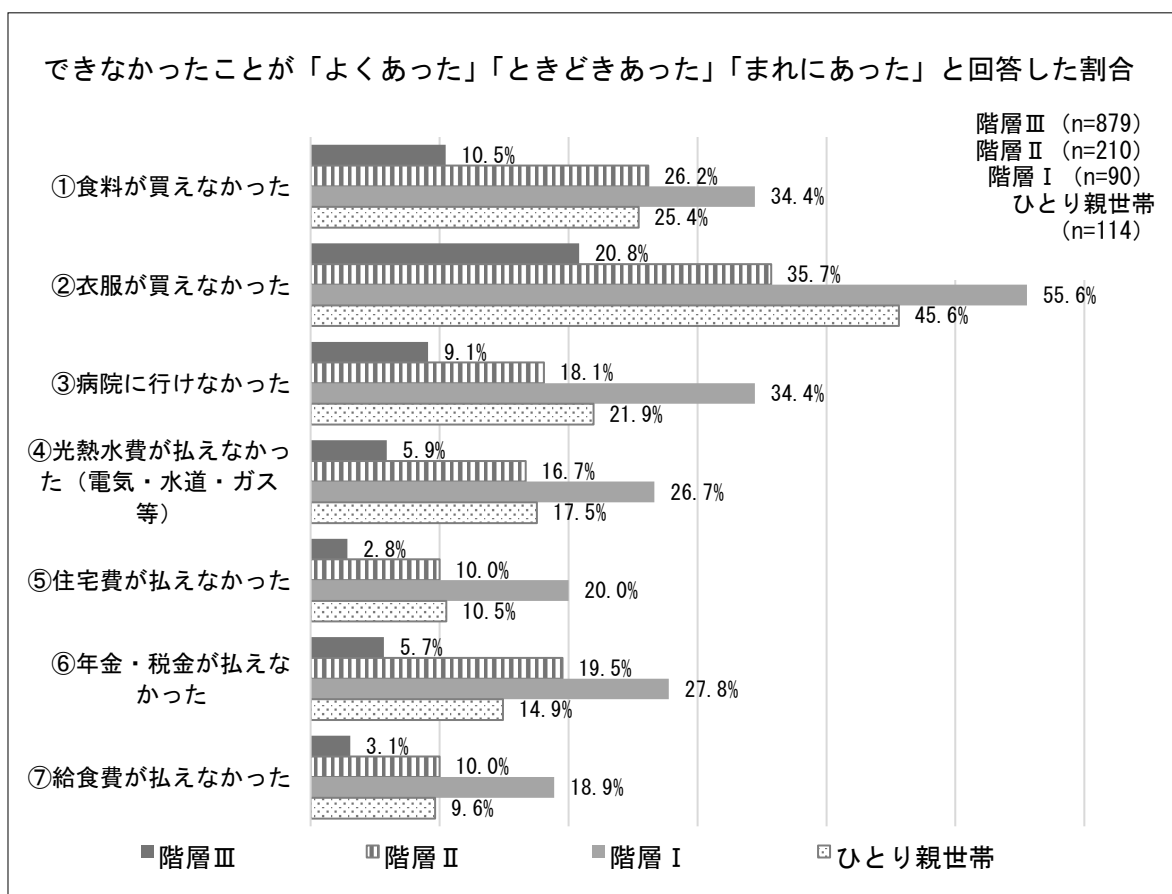
「子育て世帯と若者に関する生活実態等調査」の結果によると、子育て世帯の年収については、「500万円以上600万円未満」が最も多くなっています。ひとり親世帯では、年収は「200万円以上300万円未満」が約3割を占め、「200万円未満」でも約3割を占めています。

子育て世帯全体の家計の状況については、「赤字でもなく黒字でもなくぎりぎり」と回答した世帯が4割以上で、「赤字で貯金を切り崩している」、「借金をして生活している」と回答した世帯は、全体の約2割を占めています。また、日常生活で「衣服が買えなかった」、「病院に行けなかった」と回答した割合は、ひとり親世帯や両親世帯の中でも収入の少ない世帯において高い傾向にあり、厳しい生活環境にあることがうかがわれます。

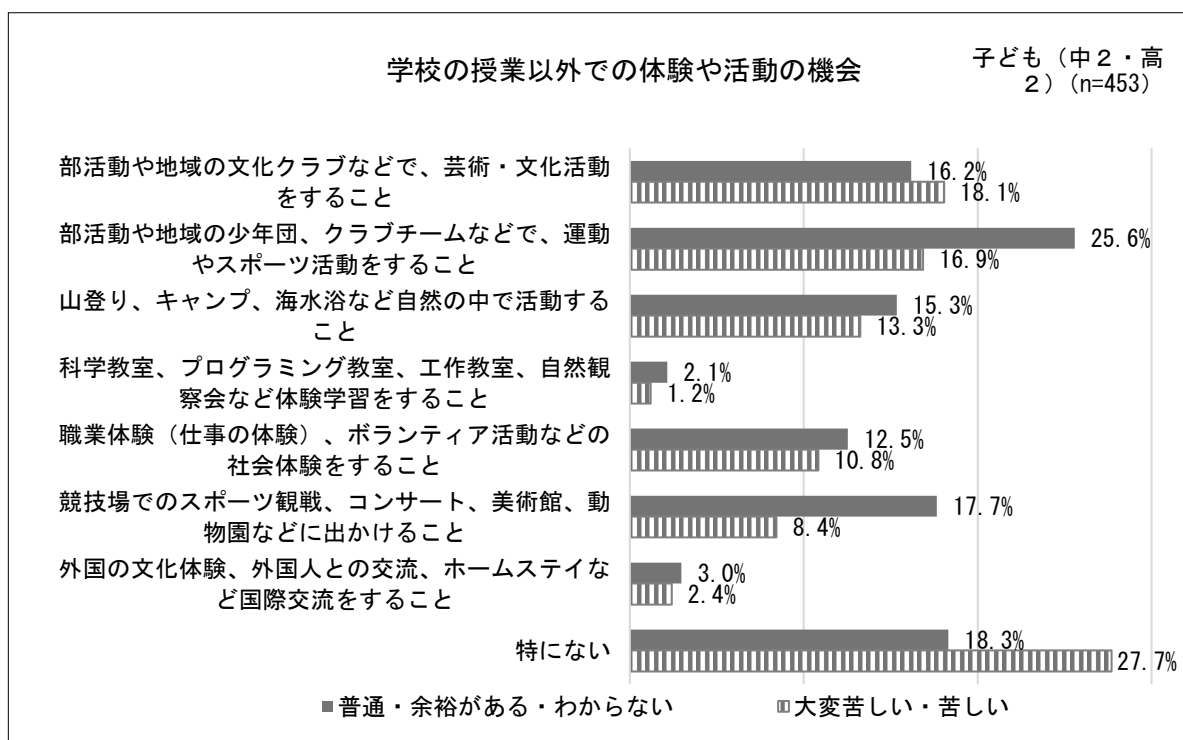
また、こどもの進学や習い事など様々な機会が、経済状況や養育環境によって抑制されることのないよう、多面的な対策が求められます。



※階層の詳細は31ページを参照



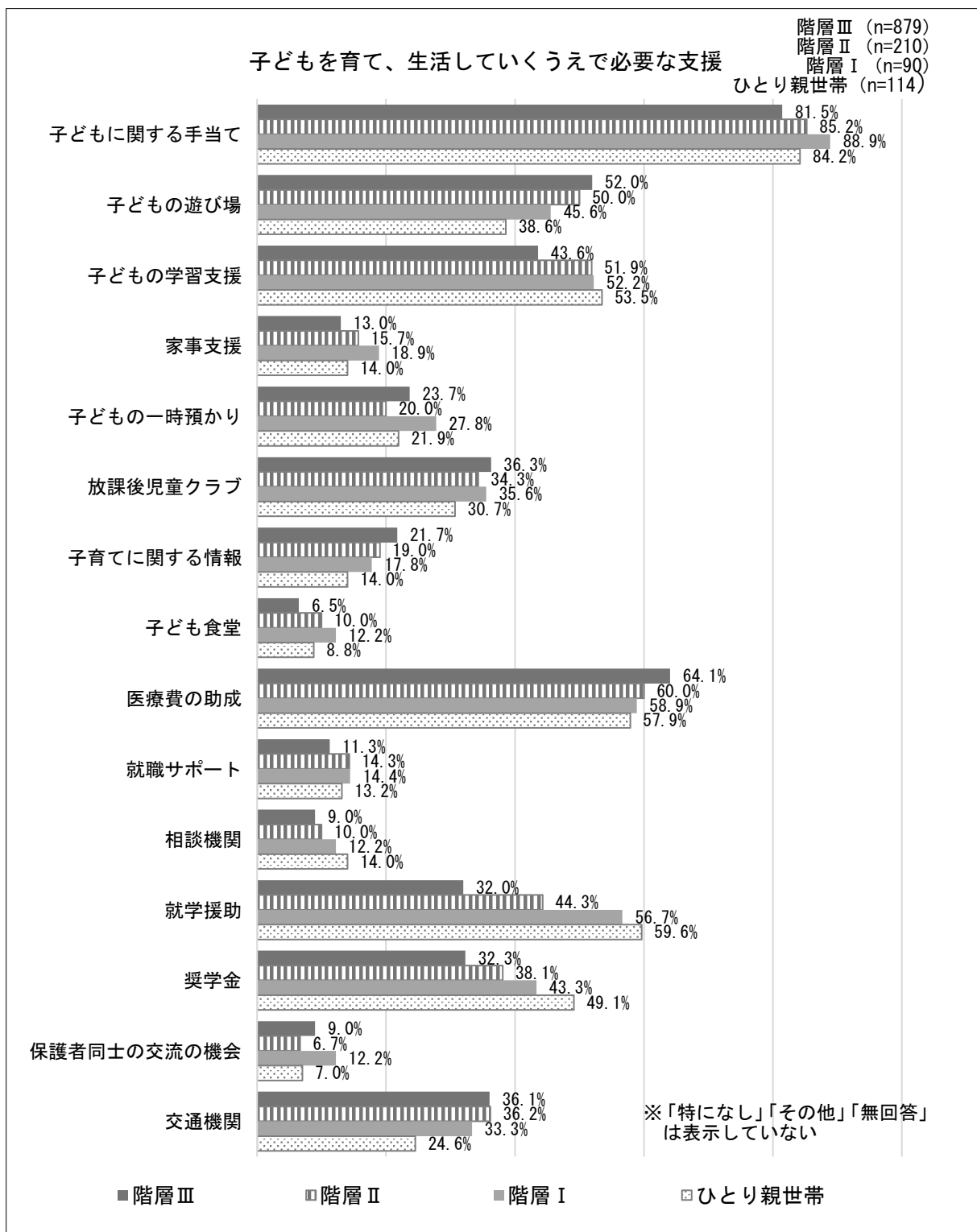
※階層の詳細は31ページを参照



※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

6) こどもを育て、生活していく上で必要な支援について

保護者の経済状況に関わらず、子育てに必要なものとしてこどもに関する手当や医療費の助成が挙げられたことから、すべての子育て家庭への支援が求められています。



※階層の詳細は31ページを参照

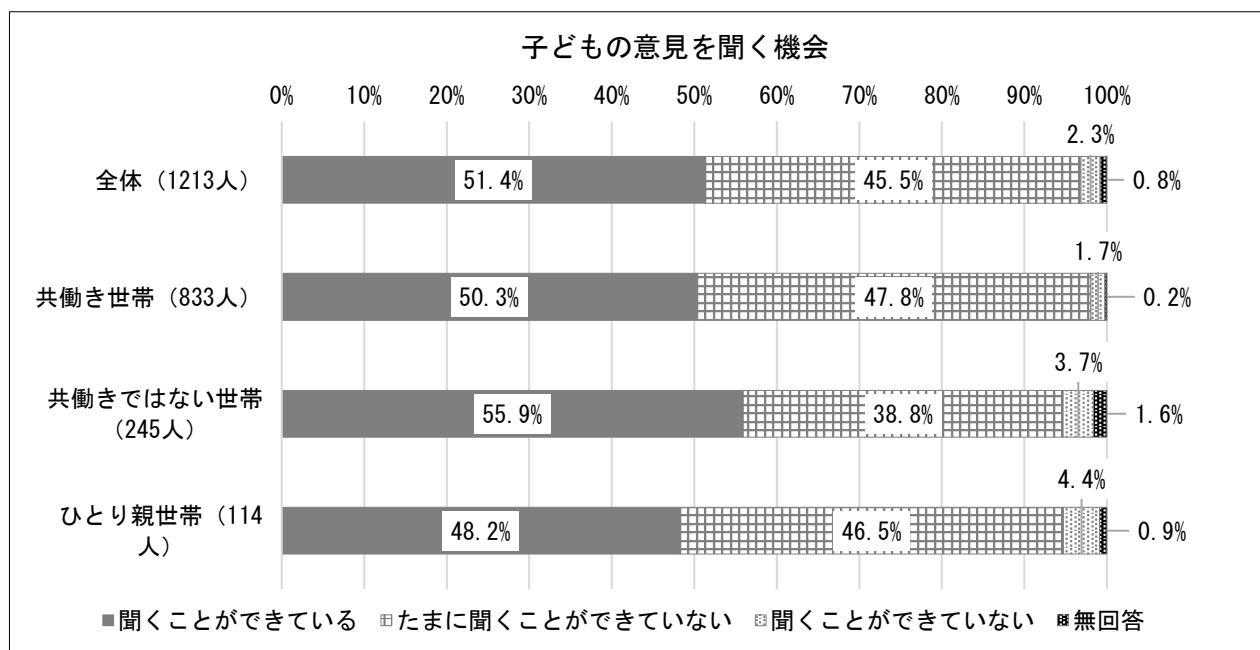
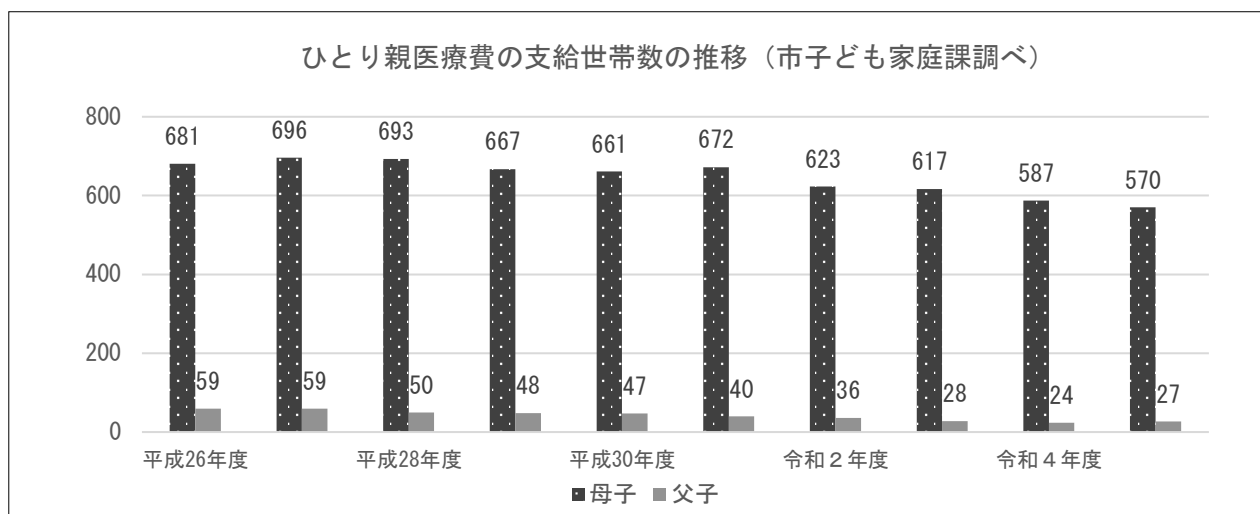
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

7) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数については、令和5年度のひとり親医療費の支給件数では母子が570世帯、父子が27世帯となっています。

ひとり親世帯の約6割が困窮度がやや高いと考えられる世帯年収300万円未満となっていることから、ひとり親世帯を含めた生活困窮世帯への経済的支援のほか、学習支援、家計のやりくりや子育てに関する各種行政サービスなどの情報提供、相談支援の充実が求められます。

また、ひとり親世帯において、ワーク・ライフバランスの実現やこどもの意見を聞くことができている割合が5割を下回っていることから、仕事・家事・育児の負担軽減など、ひとり親世帯の日常生活のサポートが求められます。



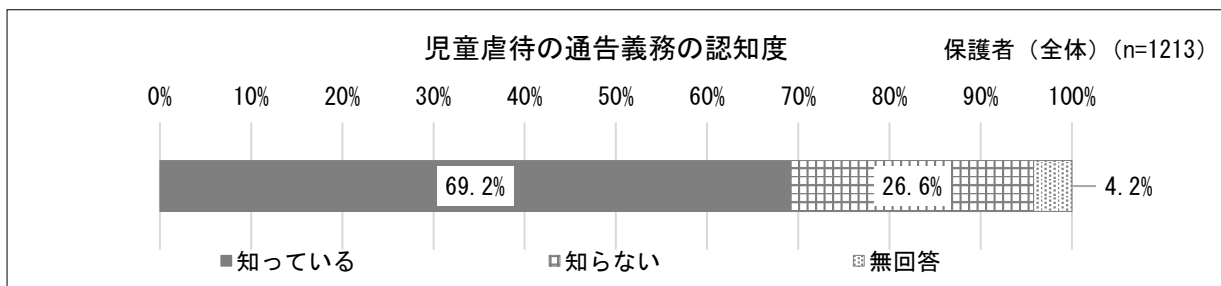
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

8) こども家庭支援の状況について

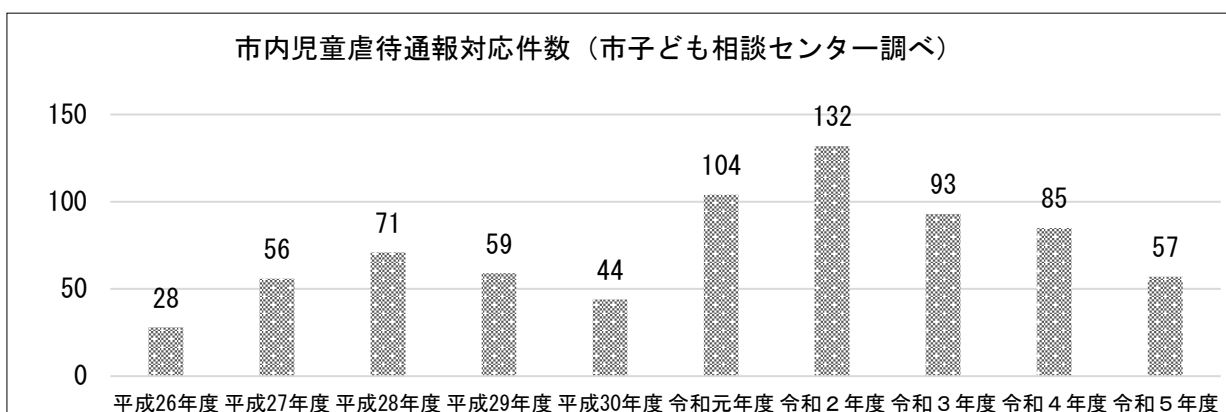
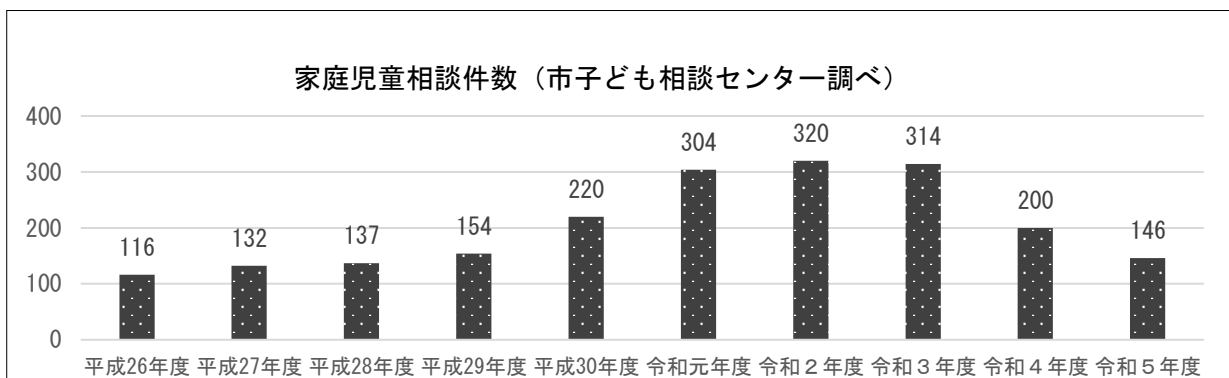
児童虐待の通告義務の認知度は約7割で、子ども相談センターが受理する家庭児童相談の件数は平成時代より増えています。

深刻化するこの問題に対応していくため、今後の国の動向を注視し、相談体制や専門性の向上を図っていくことが求められています。

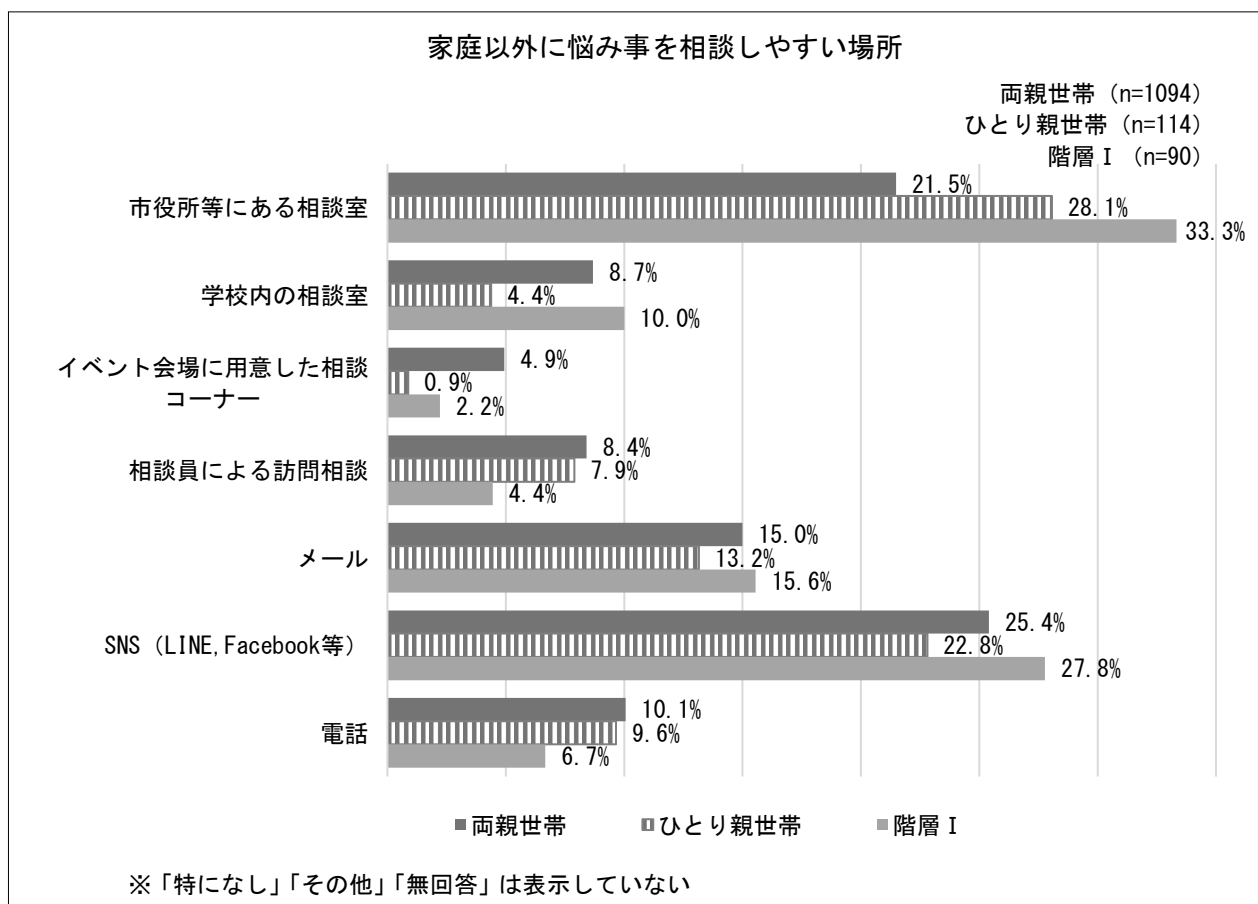
また、児童虐待やドメスティックバイオレンスに悩むこどもや保護者が利用しやすいように、相談体制を強化することが求められます。



※子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より



第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況



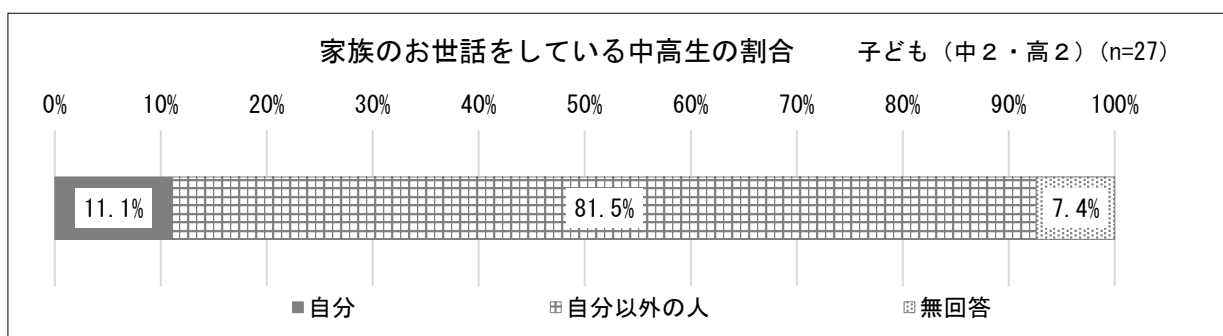
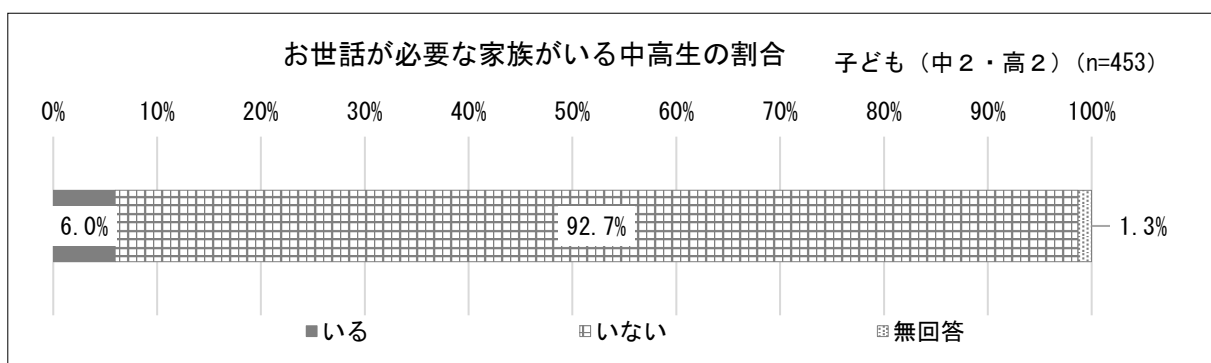
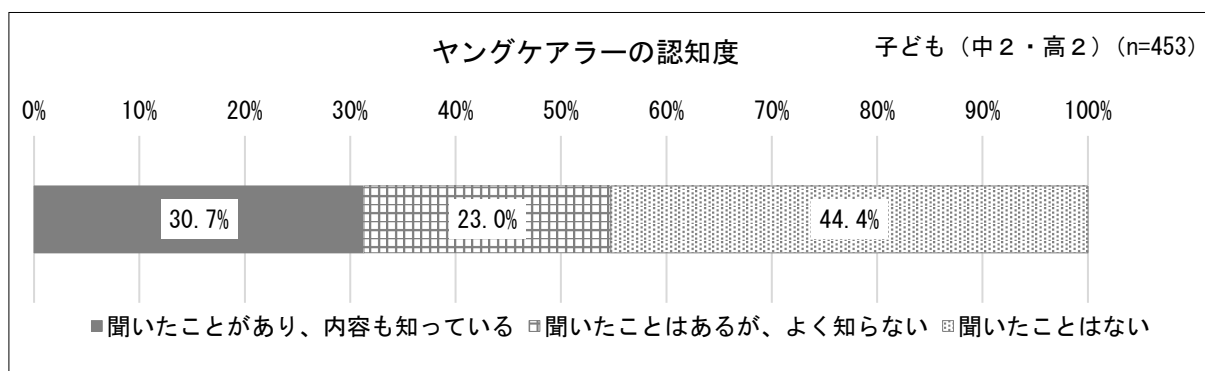
※階層の詳細は31ページを参照

※令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

9) ヤングケアラーについて

自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるヤングケアラーを発見するために、学校等のこどもに関連する施設等と連携し、自立支援が受けられるような体制の整備が必要です。

中学生・高校生のヤングケアラーの認知度は約3割となっており、ヤングケアラーの早期発見のためにも、こどもやこどもに関係する施設等における認知度の向上が求められます。

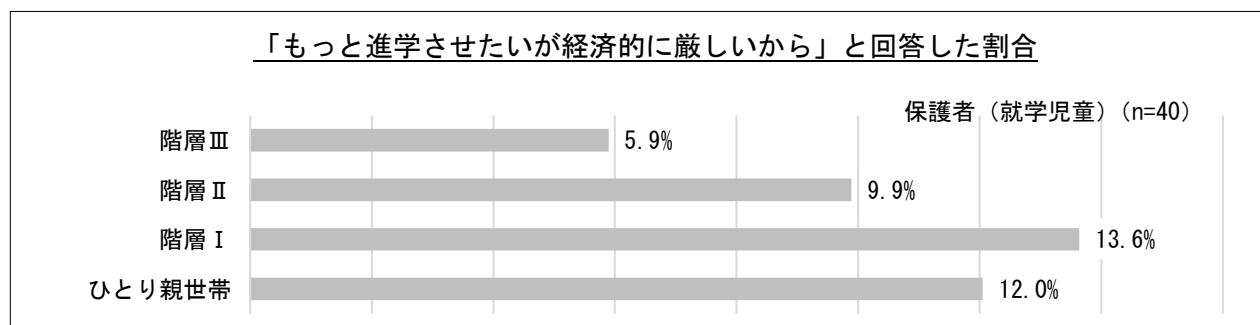
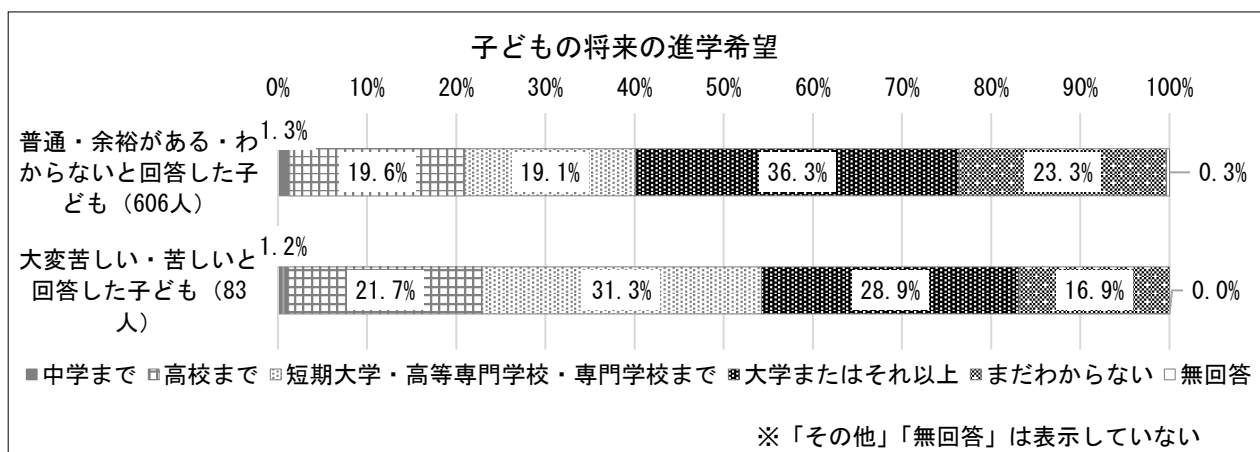
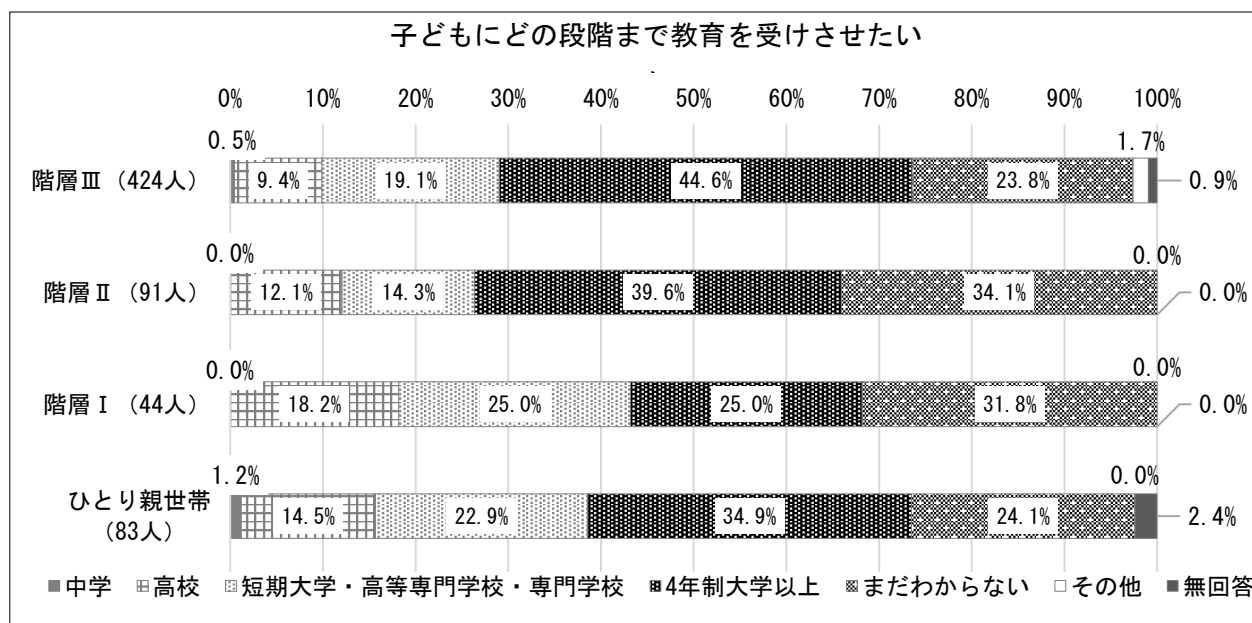


※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

10) 進学について

保護者がこどもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えているかについては、世帯の困窮度の状況によって違いが見られます。「4年制大学以上」については、困窮度が比較的低いと考えられる世帯（階層Ⅲ）の割合が高く、「高校」では、困窮度が高いと考えられる世帯（階層Ⅰ）やひとり親世帯で割合が高くなっています。

また、「もっと進学させたいが、経済的に厳しい」と回答した割合についても、困窮度が比較的高いと考えられる世帯や母子世帯で高くなっています。



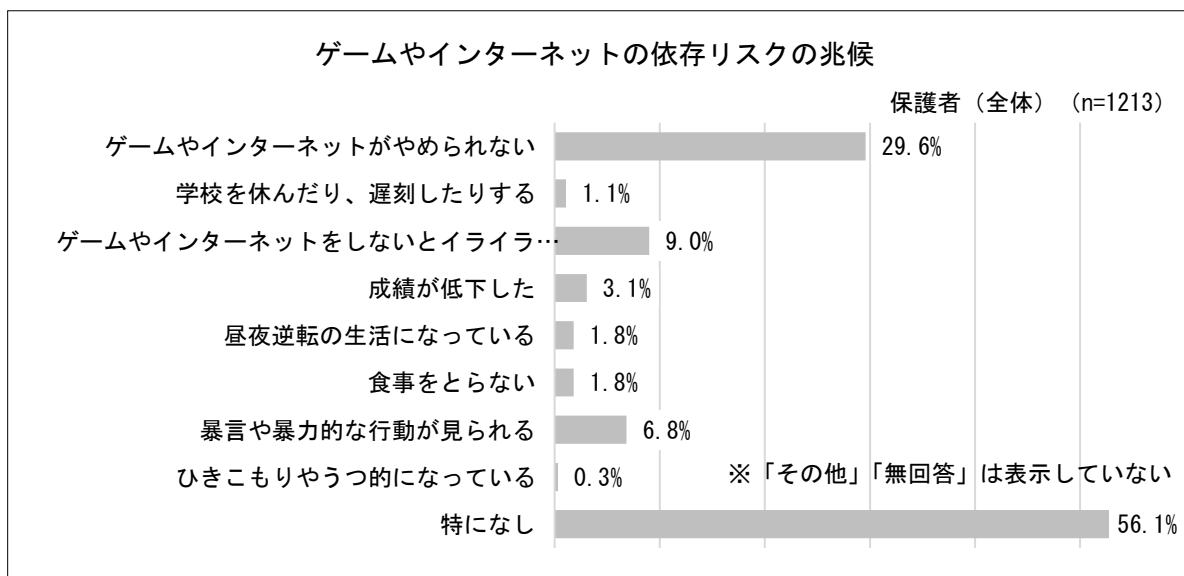
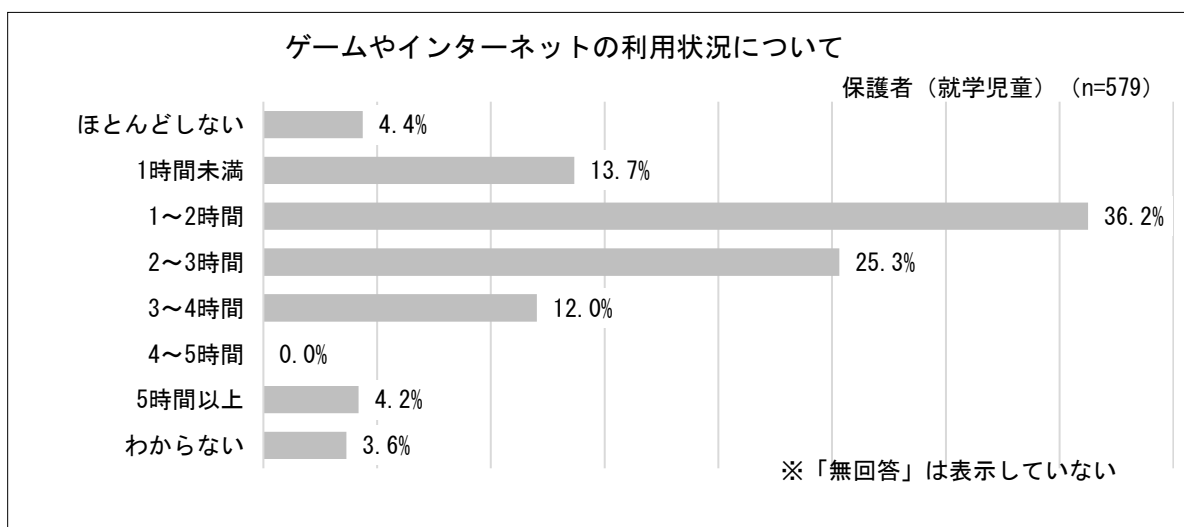
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

11) こども・若者について

■ゲームやインターネットの利用状況について

小中学校では学校の ICT 化が進み、一人1台端末が導入され、学習のなかにもインターネットがより活用されるようになってきました。

ゲームやインターネットの利用時間について平成30年の調査時と比較すると増加しており、親子でスマートフォン等の使用ルールを話し合い適度なスクリーンタイムを推奨するとともに、ゲームやインターネット以外にこどもに興味を喚起できる遊びや学びの機会の創出が必要です。



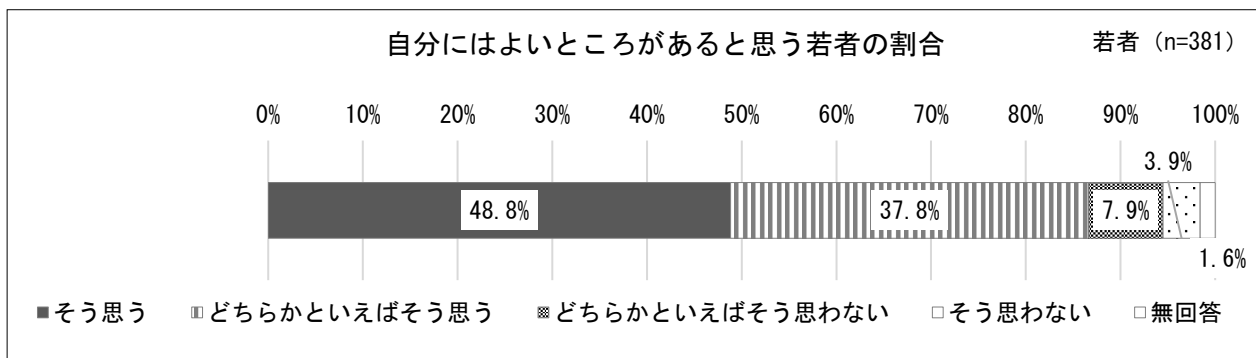
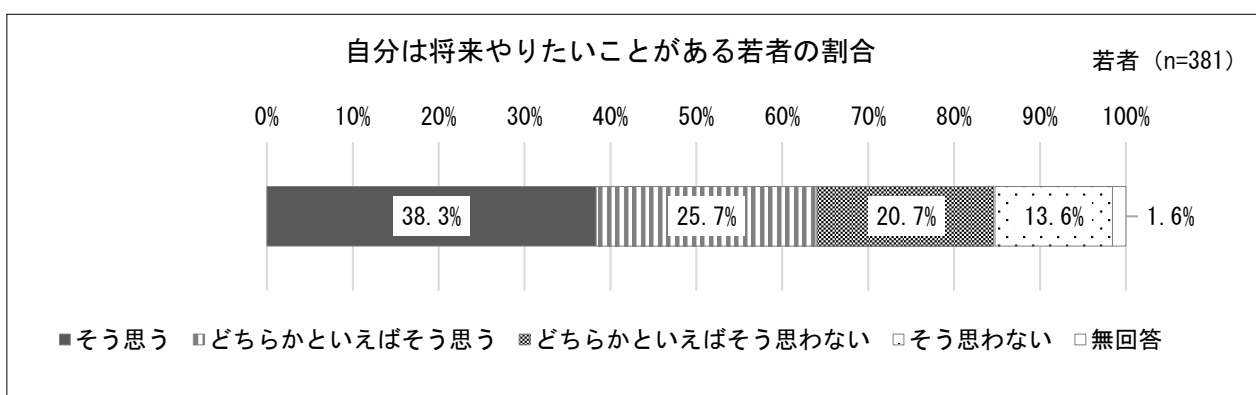
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

■若者の自己肯定感・自己効力感について

自分は将来やりたいことがある若者の割合は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が約6割を占め、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計が約3割となっています。

自分にはよいところがあると思う若者の割合は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が8割を超え、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計が約1割となっています。

すべてのこどもや若者が、自己肯定感や自己効力感を高く持ち、将来について多様な選択肢の中から選択し、チャレンジすることができる社会を実現するため、こども・若者が尊重され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができる環境づくりが求められます。



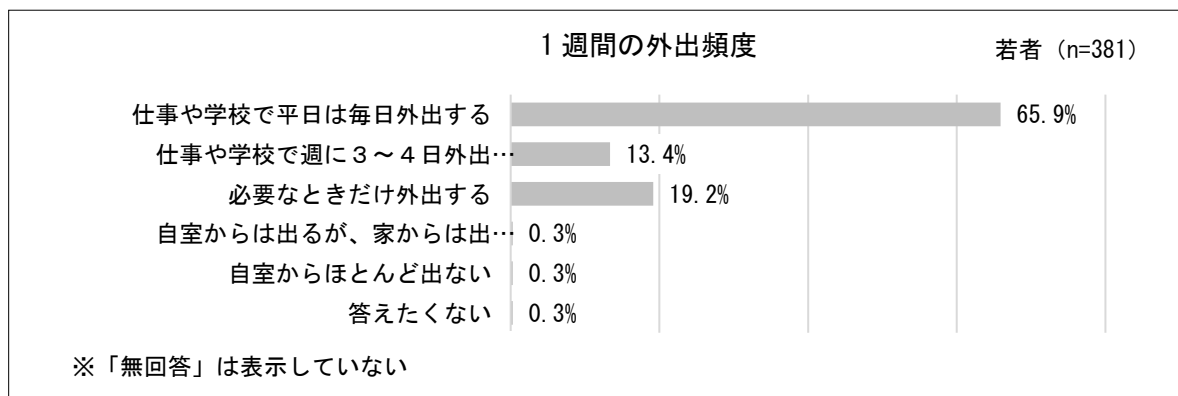
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

■若者の外出頻度について

1週間の外出頻度について、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が最も多く、次いで「必要な時だけ外出する」が約2割となっています。

外出頻度が低い若者の中には、一定数のひきこもり状態にある若者が存在していることが想定されます。

ひきこもり当事者のひきこもり状態の期間の長期化を防ぎ、家族を含めて社会から孤立しないためにも、個々の状況に応じた支援の推進が求められます。



※子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

■若者の結婚感について

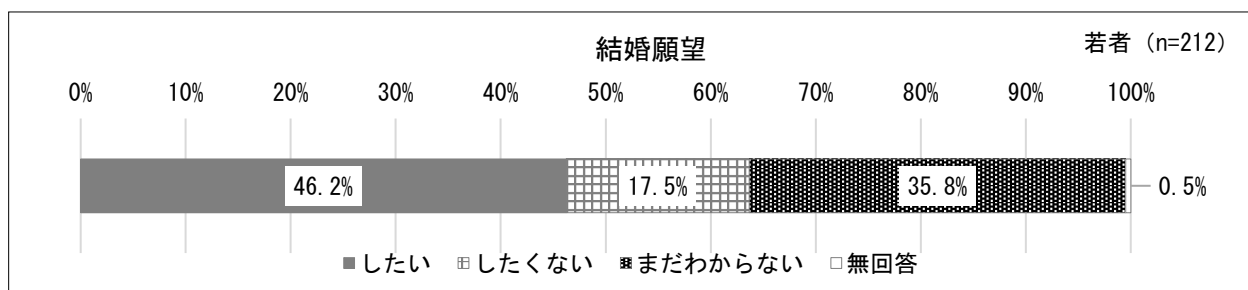
配偶者がいない若者の結婚願望については、「したい」が約5割、「したくない」が約2割、「まだわからない」が約4割となっています。

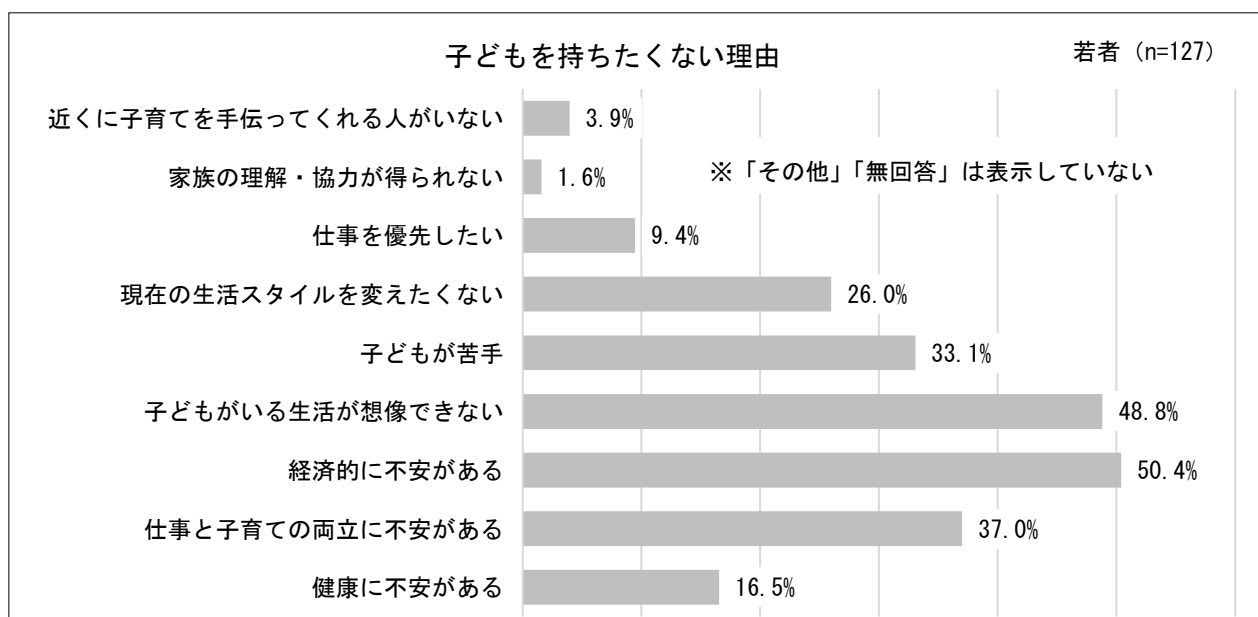
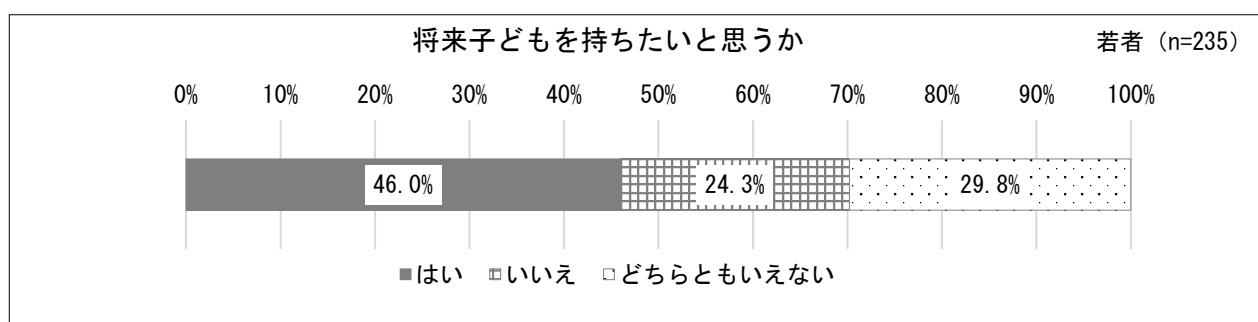
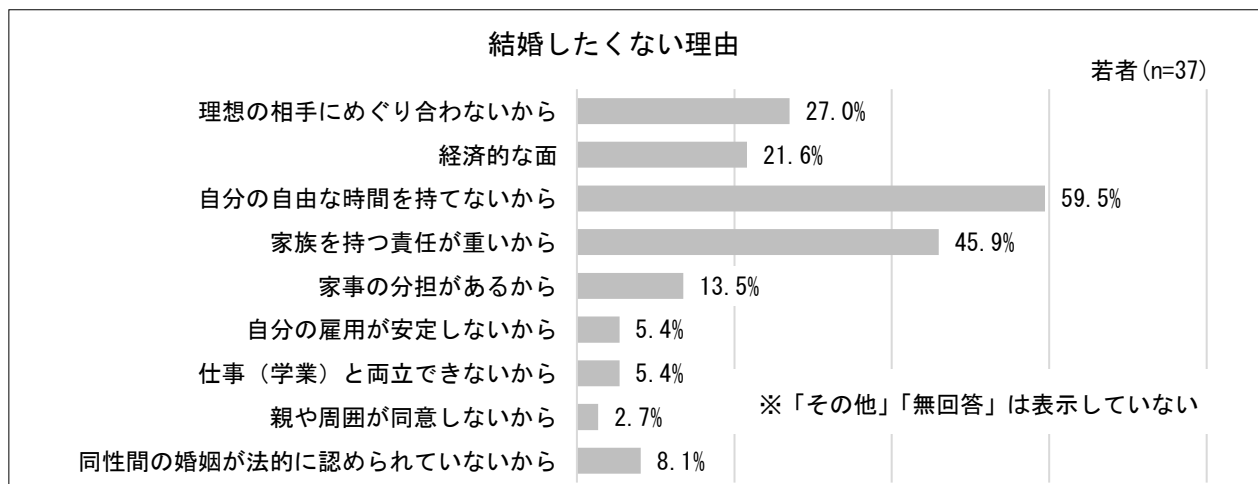
将来結婚したくない若者の結婚したくない理由については、「自分の自由な時間を持ってないから」が約6割、次いで「家族を持つ責任が重いから」が約5割となっています。

将来こどもを持ちたいと思うかについては、「はい」が約4割、「どちらともいえない」が約3割、「いいえ」が2割強となっています。

こどもを持ちたくない理由について、「経済的に不安がある」「子どもがいる生活が想像できない」が約5割となっています。

経済面や健康面などを含め、結婚や子育てに迷いのある若者に対し、結婚・出産をためらわせる障壁や子育ての不安・負担を除去・軽減し、結婚や子育てを望む人の希望が実現する社会環境の整備が必要です。





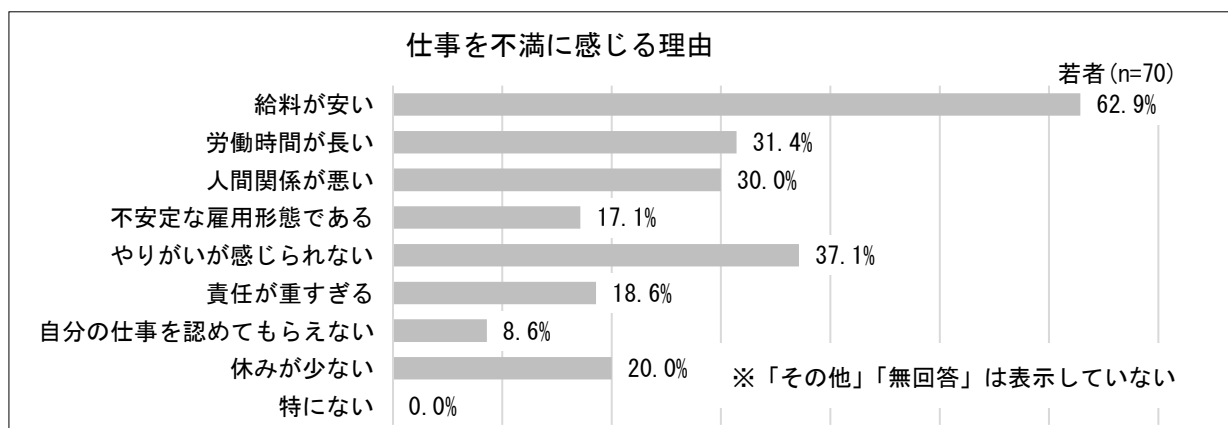
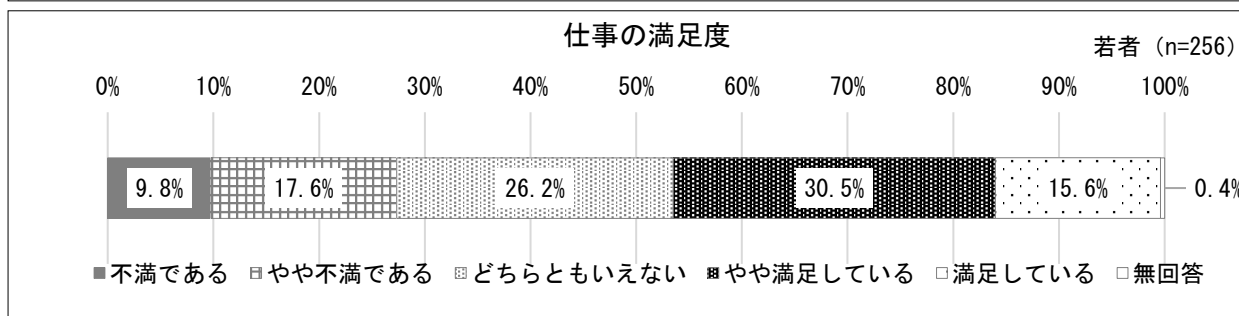
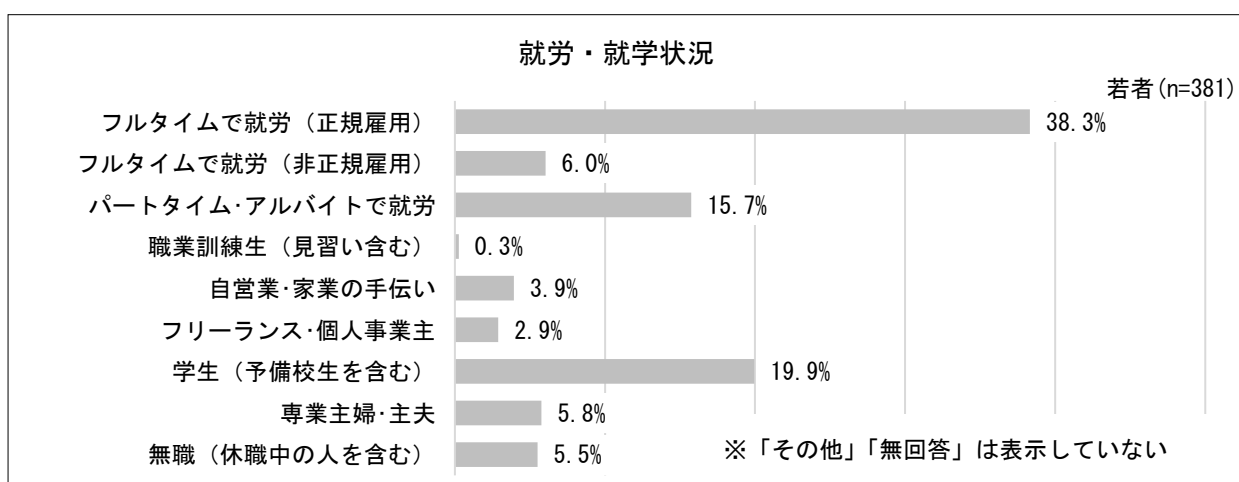
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

■若者の就労・雇用状況について

若者の就労・雇用状況について、就労している若者は約7割、学生は約2割、「専業主婦・主夫」や「無職（休業中の人を含む）」など、就労していない若者は約1割となっています。

就労・雇用状況の内訳については、「フルタイムで就労（正規雇用）」が38.3%と最も多く、次いで「学生（予備校生を含む）」が19.9%、「パートタイム・アルバイトで就労」が15.7%となっています。

すべての若者が将来に展望を持ち安心して将来を選択することができるよう、安定した雇用環境、労働環境、経済基盤の整備が重要となることから、若者の希望が実現し経済基盤を築くことができる労働環境が求められます。



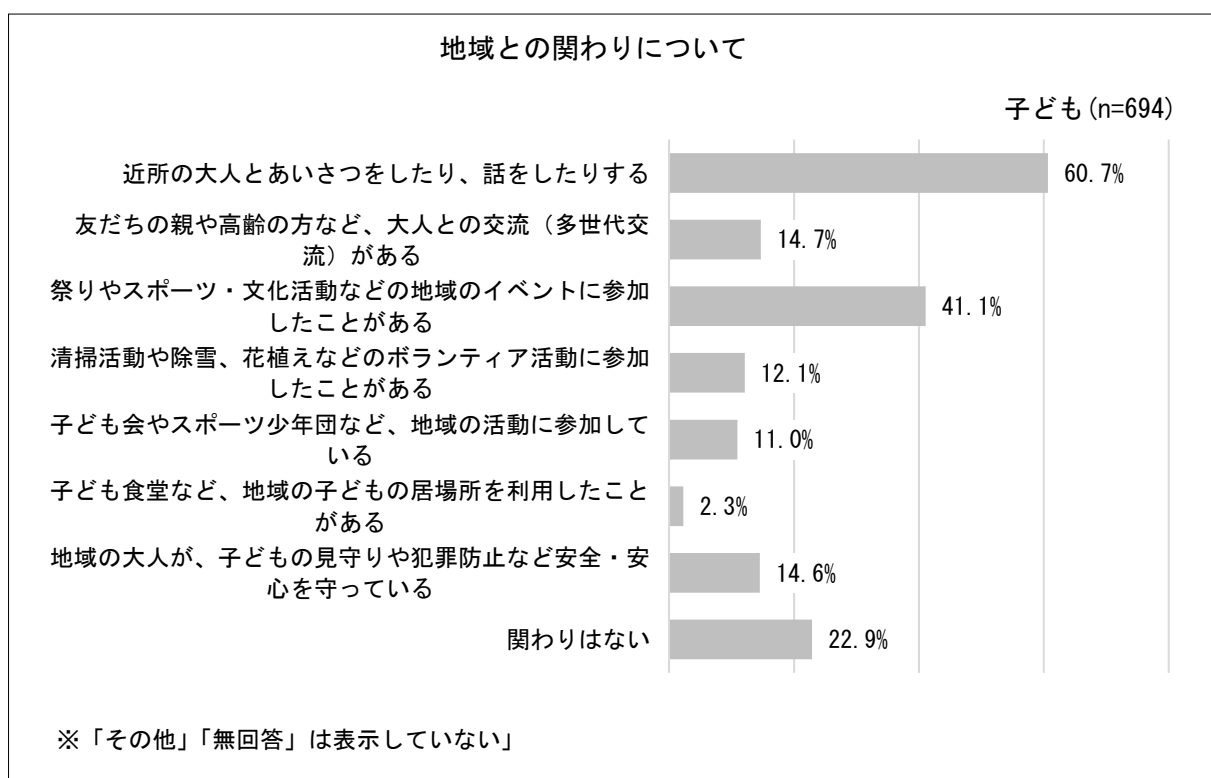
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

12)こどもの地域との関わりについて

地域との関わりについては、「近所の大人とあいさつをしたり、話をしたりする」が約6割と最も多く、次いで「祭りやスポーツ・文化活動などの地域のイベントに参加したことがある」が約4割となっています。

「関わりはない」と回答したこどもは約2割で、近所の人や地域とのつながりがあるこどもの割合は7割を超えています。

少子化・高齢化に伴う人口減少と核家族化が進行していることから、石狩市に住む子育て世帯が孤立しないよう、こどもや保護者が地域社会と関わる機会の創出や、地域全体でこどもを育てる環境づくりが必要です。



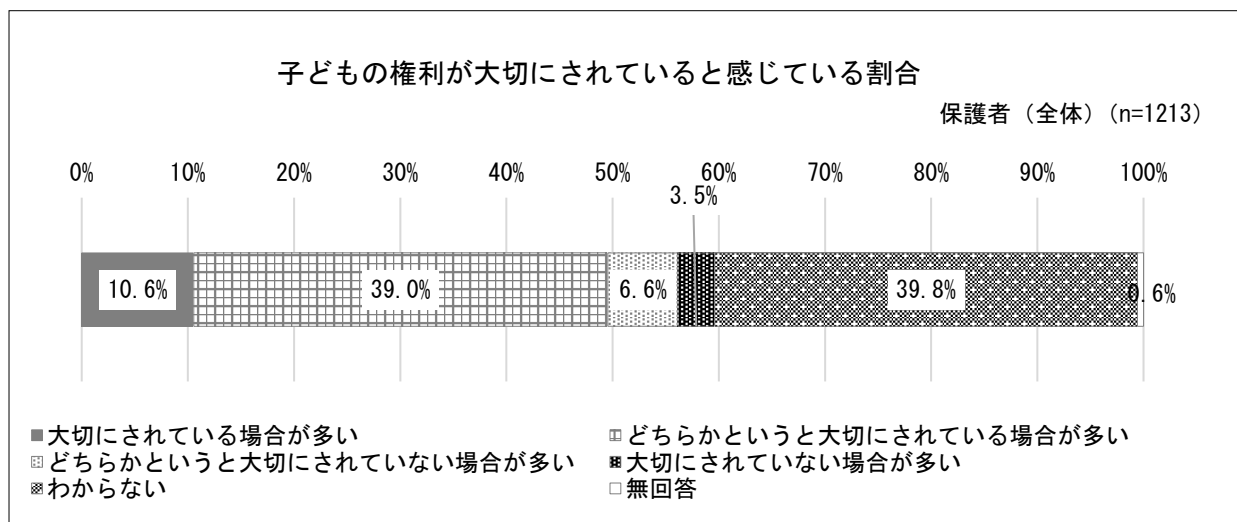
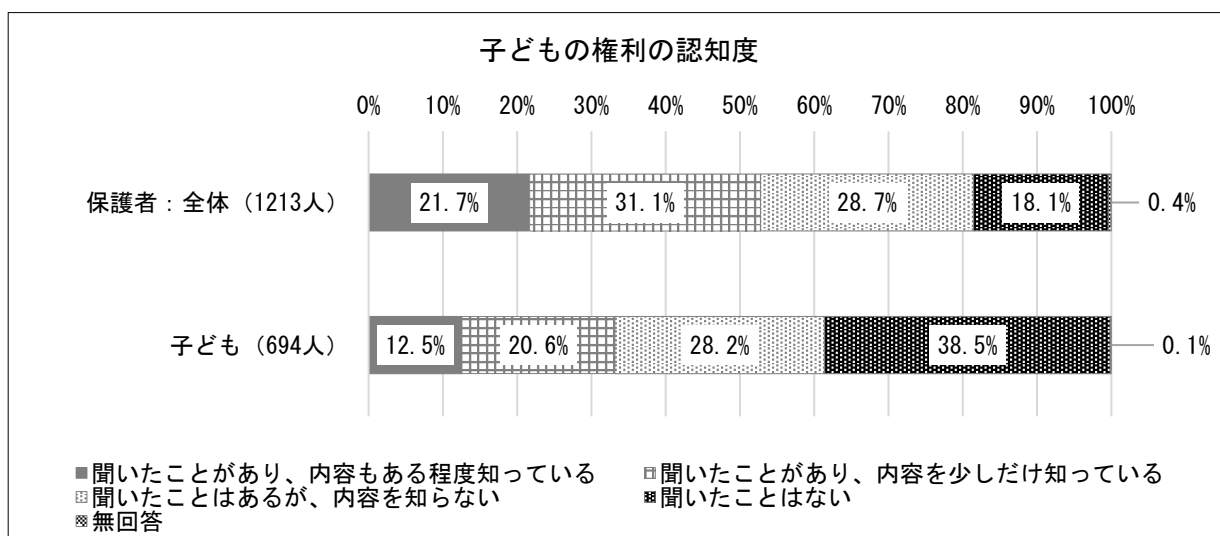
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

13) こどもの権利について

こどもの権利について「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」、「聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている」と回答したこどもの割合は約3割にとどまり、約7割のこどもがこどもの権利を理解していないことがわかりました。

また、保護者においては、こどもの権利を知っていると回答した人と知らないと回答した人がほぼ半数となりました。

こどもの権利を守るためには、誰もがこどもの権利について学び、理解を深めることが必要です。学校や地域における学びの機会の創出と普及啓発の充実が求められます。





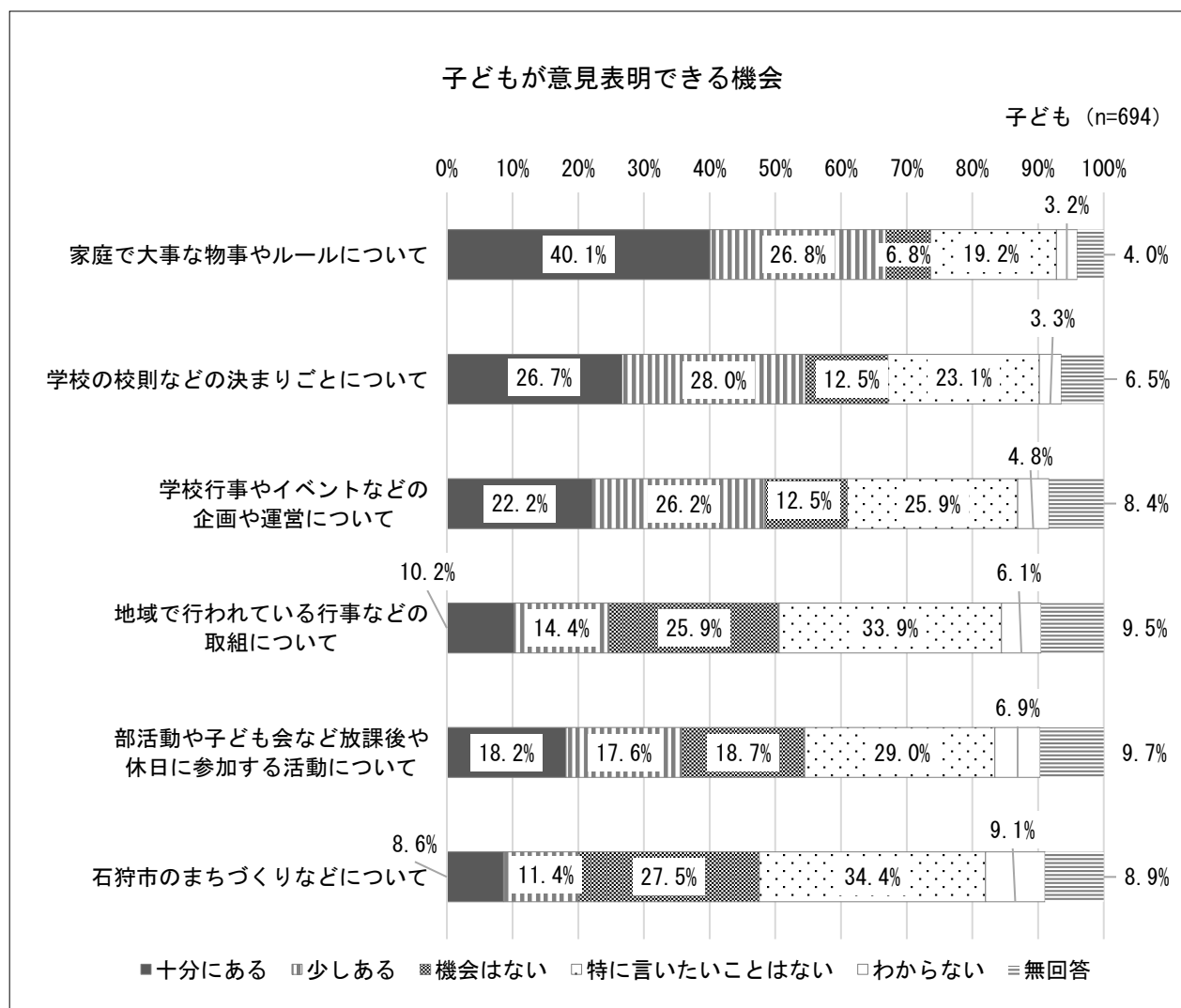
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

14) こどもの意見表明について

子どもが意見表明を出来る機会として、「十分にある」、「少しある」と回答した割合は「家庭で大事な物事やルール」が66.9%と最も高く、次いで「学校の校則などのきまりごと」が54.7%、「学校行事やイベントなどの企画や運営」が48.4%となりました。

地域行事や市のまちづくりに関しては、3割以上が「特に言いたいことはない」と回答しており、社会参加への関心については低い状況にあることがわかります。

こどもの社会参加を進めるためには、こどもにもわかりやすい情報発信や情報提供に努め、おとながこどもの意見を聴き、一緒に考えて、反映していく環境をつくっていくことが重要です。

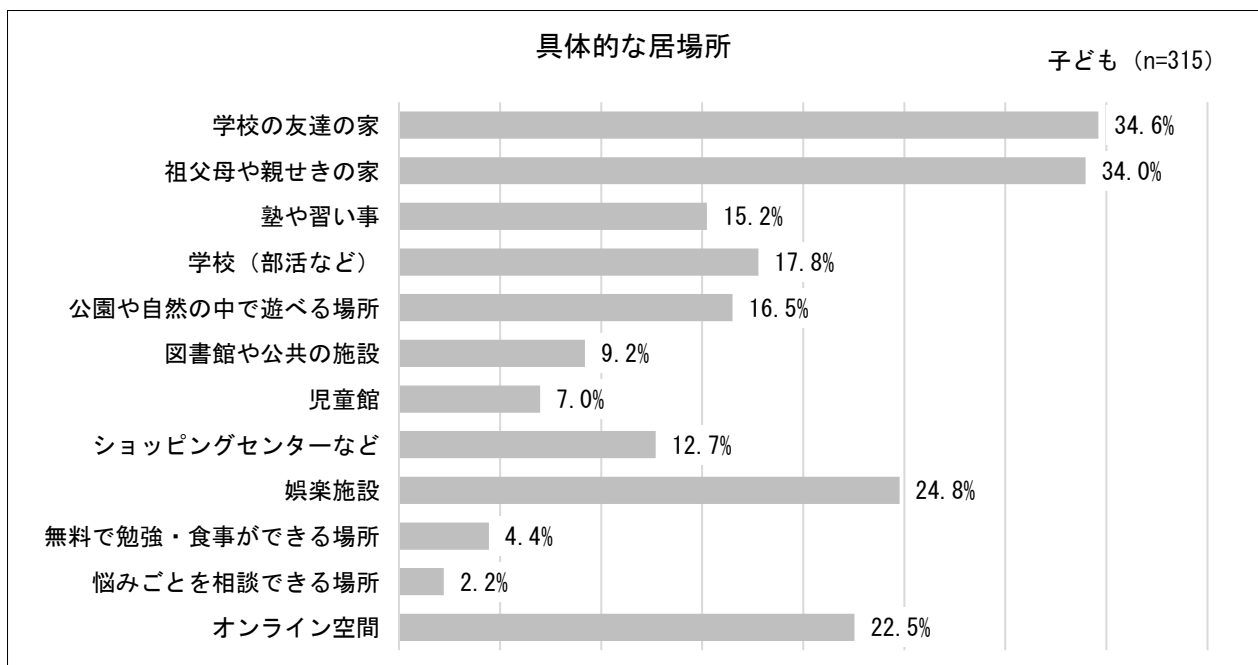
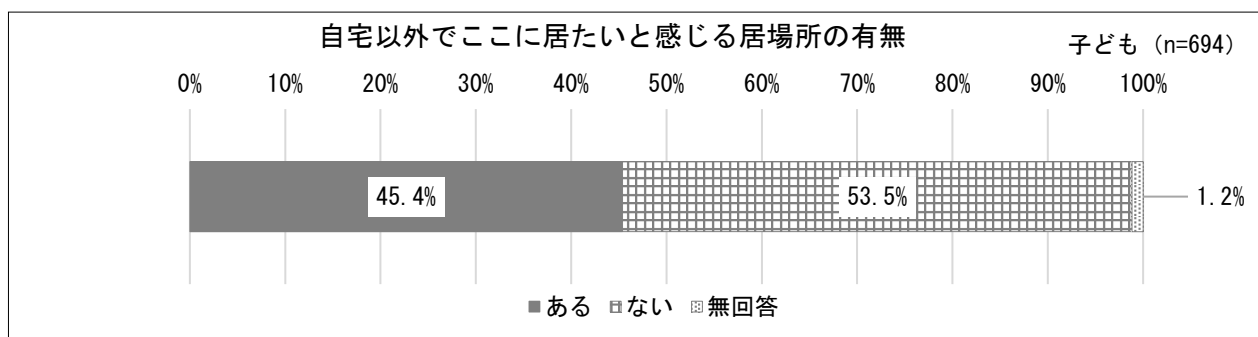


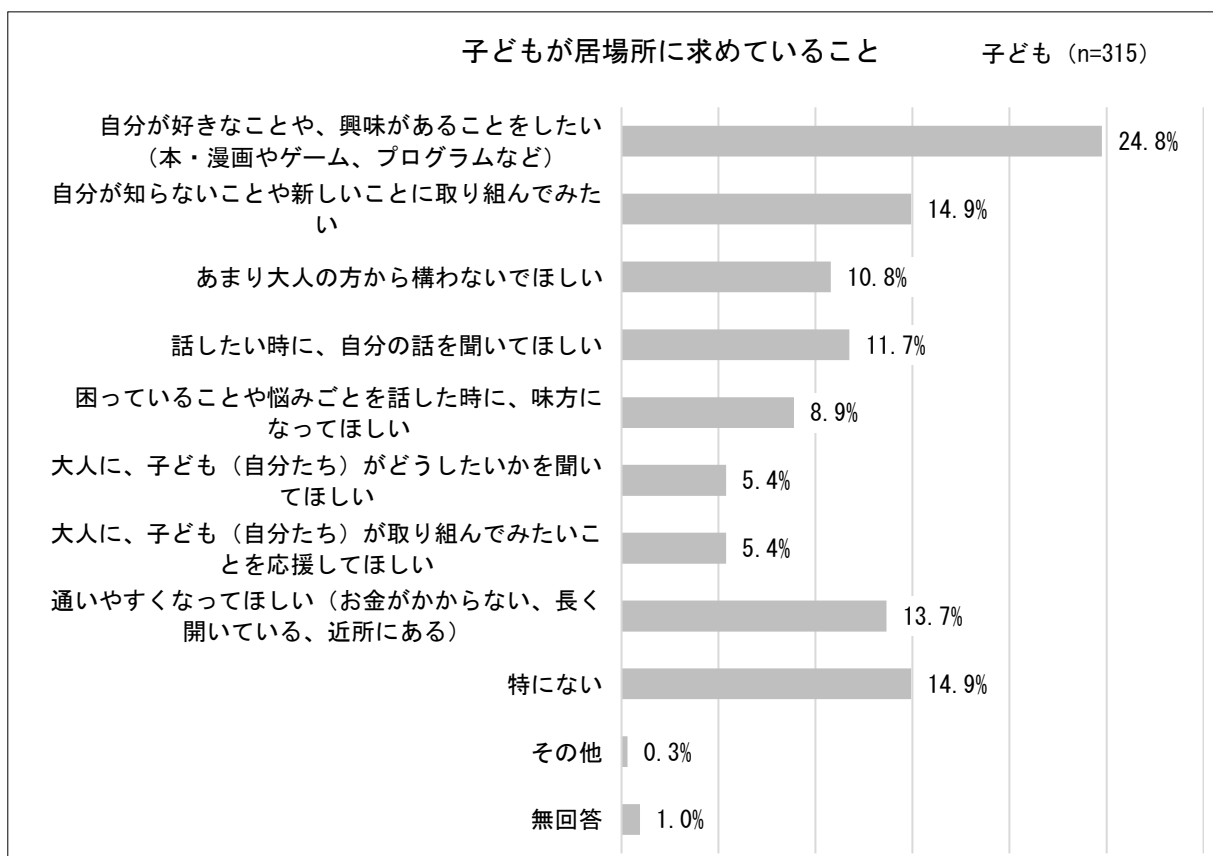
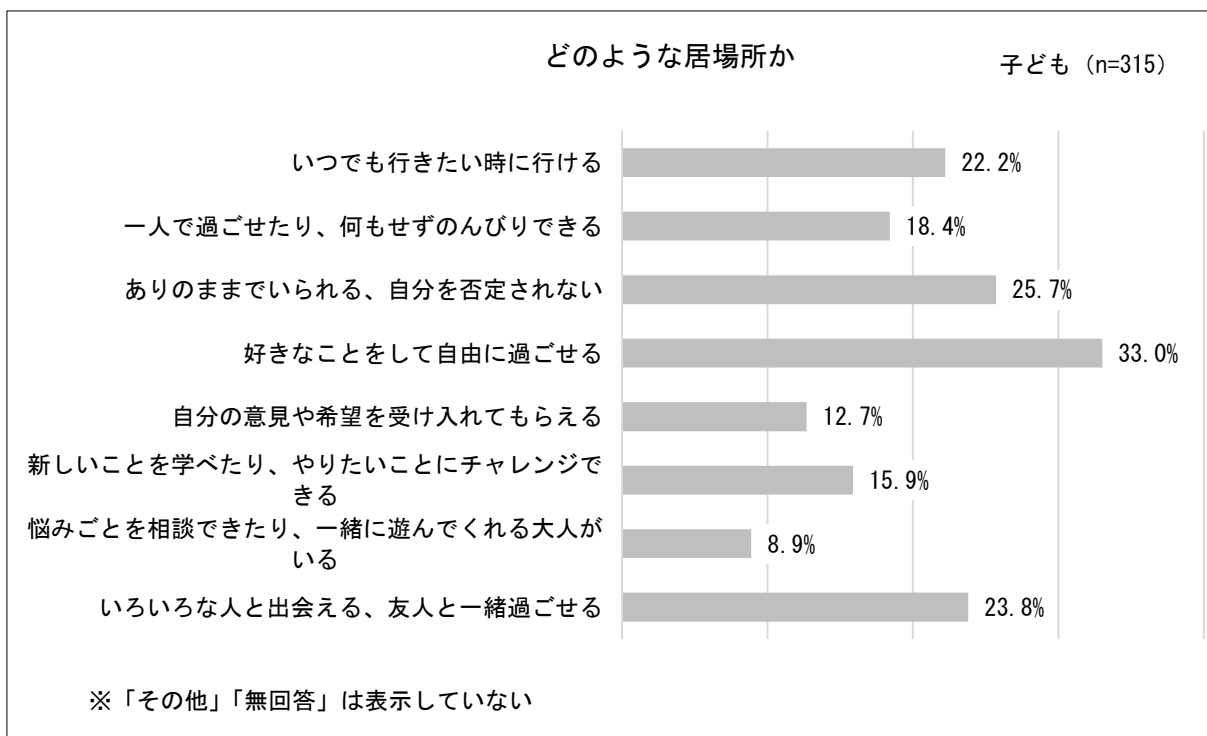
※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

15) こどもの居場所について

自宅以外にここに居たいと感じる居場所が「ある」こどもの割合は、「ない」こどもの割合よりやや低くなっています。「ある」と答えたこどもの中で具体的な居場所として回答があったのは、「学校の友達の家」や「祖父母や親せきの家」など身近な場所を上げる割合が高くなりましたが、コロナや社会情勢の変化によりオンラインの居場所が出現するなど、既存の居場所も含め、多様なこどもの居場所からこども自身が選択できるような環境を整備していくことが求められます。

こどもが居場所に求めていることは、「自分が好きなことや興味があることに取り組めること」、「自分が知らないことや新しいことに取り組めること」であることから、こども自ら主体的に取り組むことができ、自分らしく健やかに成長できる環境が求められます。





※以上、令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査より

資料

○令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査結果

1. 調査の概要

(1) 目的

石狩市で子育てをしている家庭の実態や生活状況を伺い、支援ニーズを把握することで、今後の石狩市における子どもやその家庭への支援のあり方及び子ども・子育て施策の企画、検討をするための調査を実施した。

(2) 調査方法・回収状況

項目		内容				
対象	対象者	1) 保護者 ・就学前の子どもがいる世帯 ・小学校2年生の子どもがいる世帯 ・小学校5年生の子どもがいる世帯 ・中学2年生の子どもがいる世帯 ・高校2年生の子どもがいる世帯 2) 子ども ・小学5年生の児童 ・中学2年生の生徒 ・高校2年生の生徒 3) 若者 ・15歳から39歳の市民（無作為抽出2,000人）				
		調査期間				
調査期間		令和6年2月22日～令和6年3月8日				
実施方法	配布方法	1) 保護者 ・就学前児童世帯：全対象世帯へ郵送により配布 ・小学2年生～中学2年生：市内全小中学校を通じて全対象世帯へ配布 ・高校2年生：高校2年生の年代がいる全対象世帯へ郵送により配布 2) 子ども ・小学5年生・中学2年生：市内全小中学校を通じて全対象世帯へ配布 ・高校2年生：高校2年生の年代がいる全対象世帯へ郵送により配布 3) 若者 ・無作為抽出により対象世帯へ郵送により配布				
		回収方法	回答フォーム（WEB）、郵送			
		保護者	対象者	配布件数	回答数	回答率
			就学前児童世帯	1,813件	634件	35.0%
			小学2年生がいる世帯	510件	196件	38.4%
			小学5年生がいる世帯	502件	166件	33.1%
			中学2年生がいる世帯	499件	101件	20.2%
			高校2年生がいる世帯	550件	116件	21.1%
		小計①	3,874件	1,213件	31.3%	
		子ども	小学5年生の児童	502件	241件	48.0%
中学2年生の生徒			499件	354件	70.9%	
高校2年生の生徒			550件	99件	18.0%	
小計②	1,551件	694件	44.8%			
若者	若者	1,953件	381件	19.5%		
	小計③	1,953件	381件	19.5%		
合計（小計①+小計②+小計③）		7,378件	2,288件	31.0%		

2. 調査の視点

2022（令和4）年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査により、2021（令和3）年における可処分所得（等価可処分所得）の中央値は254万円で、その半分の値（いわゆる貧困ライン）は127万円であった。

今回の調査では、2022（令和4）年の国民生活基礎調査の結果を基に、推測される生活困窮度のレベルを3つの階層に仮定し、今回のアンケート対象世帯を年収と世帯員数の回答結果でクロス集計を行い、各階層に分類することにより（図1参照）、両親世帯やひとり親世帯といった世帯類型と併せて生活困窮度との関連性を見ていくこととした。

※今回のアンケートでは税込みの世帯収入を聞いているため、可処分所得と見なして分析を行うこととした

※等価可処分所得～世帯員1人あたりの所得水準のことをいい、世帯の可処分所得（税金や社会保険料を控除し手当等を加えたいわゆる手取り収入）を当該世帯員数の平方根で除した値

	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	500万円以上 600万円未満	600万円以上 700万円未満	700万円以上 800万円未満	800万円以上 900万円未満	900万円以上 1000万円未満	1000万円以上
2人世帯	階層Ⅰ		階層Ⅱ	階層Ⅲ							
3人世帯	階層Ⅰ		階層Ⅱ		階層Ⅲ						
4人世帯	階層Ⅰ			階層Ⅱ	階層Ⅲ						
5人世帯	階層Ⅰ			階層Ⅱ		階層Ⅲ					
6人以上世帯	階層Ⅰ			階層Ⅱ		階層Ⅲ					

図1：世帯人数ごとの困窮群・予備群とみなす区分

（1）階層Ⅰに分類する世帯（困窮度が高いと考えられる世帯）

- ・ 年収が200万円未満の世帯
- ・ 世帯員が4人以上で年収が200万円以上300万円未満の世帯

（2）階層Ⅱに分類する世帯（困窮度がやや高いと考えられる世帯）

- ・ 世帯員が2人で年収が200万円以上300万円未満の世帯
- ・ 世帯員が3人で年収が300万円以上400万円未満の世帯
- ・ 世帯員が4人で年収が300万円以上400万円未満の世帯
- ・ 世帯員が5人で年収が400万円以上500万円未満の世帯
- ・ 世帯員が6人以上で年収が400万円以上500万円未満の世帯

（3）階層Ⅲに分類する世帯（困窮度が比較的低いと考えられる世帯）

- ・ （1）及び（2）以外の世帯